

## 序章 高松市の概要及び環境保全行政

### <資料1> (1P 序章第1節2)

#### 気象状況

	S54	S59	H1	H6	H11	H16	H21	H26	R1
降水量 (mm)	1,176	768	1,370	794	1,370	794	987	1,229	928
日照時間 (h)	2,503	2,451	2,014	1,712	1,914	1,860	2,017	2,288	2,116
平均気温 (°C)	16.0	15.1	15.8	17.1	16.6	17.3	16.9	16.4	17.3

### <資料2> (1P 序章第1節3)

#### 人口等の推移

区分	年度	H1	H6	H11	H16	H21	H26	R1
人口		330,910	332,663	336,855	339,640	426,899	428,942	427,115
世帯数		117,299	125,759	134,790	142,153	181,513	190,016	198,415
1世帯当たり人数		2.82	2.65	2.50	2.39	2.35	2.26	2.15

※ 各年10月1日現在の高松市の登録人口（住民基本台帳人口）による。

### <資料3> (2P 序章第1節4(3))

#### 用途地域指定面積

(単位：ha)

第1種低層住居専用	第2種低層住居専用	第1種中高層住居専用	第2種中高層住居専用	第1種住居地域	第2種住居地域
887	149	941	440	1,300	438
準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
94	432	265	1,134	215	179

※ 高松市において田園住居地域はありません。

(令和2年3月31日現在)

### <資料4> (2P 序章第1節5)

#### 産業の状況

総数		第1次産業		第2次産業		第3次産業	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
21,832	203,222	90	691	3,277	34,130	18,465	168,401

(平成28年経済センサス活動調査 確報集計結果 (公務を除く) より)

＜資料5＞（2P 序章第1節6）

自動車登録台数等の推移

（単位：台）

区分 \ 年度	H7	H12	H17	H22	H27	H30
乗 用 車	104,291	116,428	150,425	144,586	143,919	145,889
軽 自 動 車	61,767	65,023	99,485	113,486	128,540	135,057
原動機付自転車	46,119	42,113	46,252	41,694	36,556	22,930

（高松市統計年報より）

＜資料6＞（3P 序章第2節1）

高松市環境問題庁内連絡会議開催状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

開催年月日	審 議 事 項 等
R1.7.26	審議事項 1 環境基本計画の中間見直し等について 報告事項 1 地球温暖化対策実行計画の平成30年度取組状況等について 2 エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの平成30年度取組状況について 3 市が設置する市有施設の太陽光発電システムについて 4 水環境基本計画 第2期実施計画の平成30年度取組状況について

＜資料7＞（3P 序章第2節2）

高松市環境審議会開催状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

開催年月日	審 議 事 項 等
R1.8.19	1 高松市環境基本計画の平成30年度取組状況について 2 高松市環境基本計画の中間見直し等について 3 その他
R2.1.16	1 会長及び副会長の選任について 2 令和元年度版高松市環境白書（案）について 3 高松市環境基本計画及び高松市水環境基本計画の見直し（案）について

＜資料8＞（3P 序章第2節3）

高松市廃棄物減量等推進審議会開催状況

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

開催年月日	審 議 事 項 等
H31.2.13	1 食品ロス対策等推進事業の実施について
R2.1.31	1 高松市の廃棄物減量・資源化の状況について 2 食品ロス対策等に関する取組について 3 プラスチックごみの削減に関する取組について

＜資料9＞ (4P 序章第2節5)

高松市地球温暖化対策実行計画推進協議会開催状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

開催年月日	審 議 事 項 等
R1.11.5	1 会長・副会長の選任について 2 2016(平成28)年度温室効果ガス排出量について 3 エコシティたかまつ環境マネジメントシステムの平成30年度取組状況について 4 その他

＜資料10＞ (4P 序章第2節6)

高松市水環境協議会開催状況

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

開催年月日	審 議 事 項 等
R2.1.14	1 高松市水環境基本計画第2期実施計画平成30年度取組状況について

＜資料11＞ (14P 第序章第4節3(3)ア)

環境に配慮した工事実績

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
環境に配慮した工事件数	343	287	276	324	330

＜資料12＞ (14P 第序章第4節3(3)イ)

公共工事における雨水浸透施設の設置

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
設 置 数	2	1	1	1	0

## 第1章 資源の循環的な利用

＜資料13＞ (17P 第1章第1節1(5)イ)

### 生ごみ処理機等補助基数の推移

(単位：基)

区分	年度	H元～ 25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	累計
生ごみ堆肥化容器		27,638	167	157	133	129	105	84	28,413
機械式生ごみ処理機		6,217	107	73	133	92	92	41	6,755

※ 機械式生ごみ処理機の購入補助は、平成10年8月1日から行っている。(令和元年度で終了)

＜資料14＞ (20P 第1章第1節2(9))

### 環境物品等の調達実績

実績	年度	H27	H28	H29	H30	R元
総購入数		947,037点	985,161点	758,784点	577,358点	828,416点
環境物品の割合 (品目数割合)		97.8% (97.01%)	98.7% (97.20%)	95.5% (92.03%)	94.0% (94.16%)	95.7% (93.7%)

＜資料15＞ (22P 第1章第2節1(2)ウ(7))

### 南部クリーンセンター埋立処分地

(単位：t)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
埋立量		7,308	3,737	4,906	6,255	6,929

＜資料16＞ (22P 第1章第2節1(2)ウ(イ))

### 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地(第1期)

(単位：t)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
埋立量		6,174	7,347	6,943	6,166	6,462

＜資料17＞ (24P 第1章第2節2(2)イ)

### 年度別し尿等処理量(高松市)

(単位：kL)

年度	区分	し尿	浄化槽汚泥	合計
H26		13,616	35,186	48,802
H27		12,822	38,853	51,675
H28		12,851	38,074	50,925
H29		12,339	38,942	51,281
H30		11,909	38,805	50,714
R元		10,708	37,999	48,707

＜資料18＞ (24P 第1章第2節2(2)ウ)

年度別し尿等処理量（1市2町）

（単位：kL）

年度	区分	し尿	浄化槽汚泥	合計
H26		17,809	44,002	61,811
H27		17,018	48,478	65,496
H28		16,765	47,122	63,887
H29		16,247	48,896	65,143
H30		15,362	48,784	64,146
R元		13,763	47,687	61,450

＜資料19＞ (24P 第1章第2節3(1)ア)

不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容

	H27	H28	H29	H30	R1
件数	7件	6件	7件	7件	5件
延べ参加人員	7,122人	6,200人	5,500人	4,900人	3,100人

＜資料20＞ (25P 第1章第2節3(4))

家電4品目の不法投棄収集の実績（台数）

品目	年度	H27	H28	H29	H30	R1
テレビ		49	67	96	42	52
エアコン		0	3	0	2	3
冷蔵庫・冷凍庫		9	17	19	10	14
洗濯機・衣類乾燥機		8	13	7	11	8
合計		66	100	122	65	77

＜資料21＞ (26P 第1章第2節3(5))

空き地の適正管理処理件数

年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数	145	84	96	105	99

＜資料22＞ (26P 第1章第2節3(6))

苦情件数

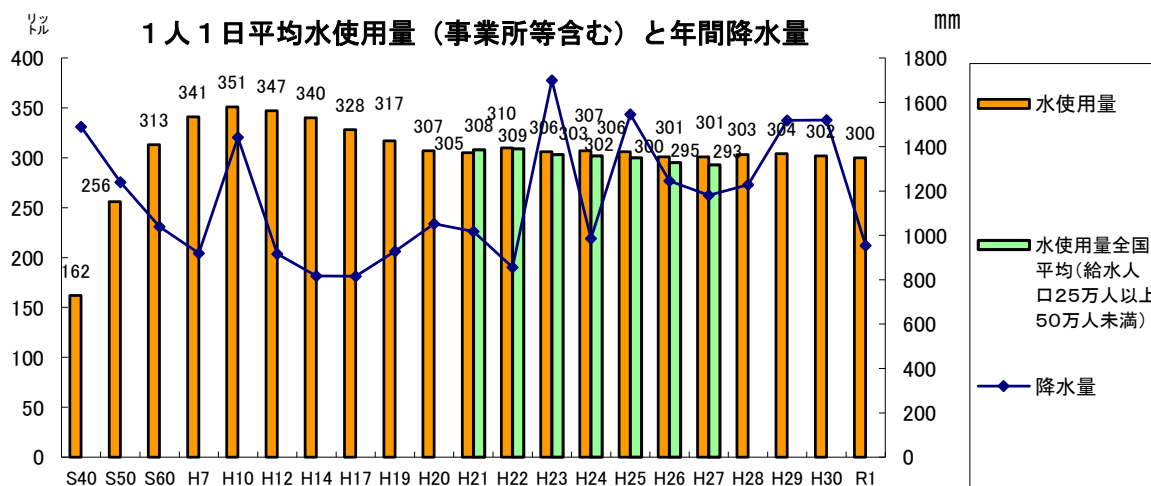
区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
不法投棄		142	123	115	83	182
野外焼却		130	119	116	242	342
合計		272	242	231	325	524

＜資料23＞ (28P 第1章第3節2(4))

「節水・循環型水利用計画書」の提出状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
提出件数	15	15	15	10	6

＜資料24＞ (34P 第1章第4節2(2))



## 第2章 地球環境

＜資料25＞ (35P 第2章第1節1(1)ア)

### 住宅用太陽光発電システム設置費補助件数等の推移

区分 \ 年度	H15～H26	H27	H28	H29	H30	R1	累 計
件 数	6,506	601	557	408	383	374	8,829
総最大出力 (kW)	28,629.57	3,255.58	3,013.28	2,135.93	2,037.42	1,963.89	41,035.67

※なお、18年度には、前年度からの繰越分66件、252.83kWを含む。

＜資料26＞ (35P 第2章第1節1(1)イ)

### 太陽熱利用システム設置費補助件数

区分 \ 年度	H21～H26	H27	H28	H29	H30	R1	累 計
件 数	41	8	2	0	1	1	53

<資料 27> (35P 第2章第1節1(1)ウ)

太陽光発電システム設置 市有施設一覧

No.	施設名	出力数 (kW)	設置 年度	累計 kW	No.	施設名	出力数 (kW)	設置 年度	累計 kW
1	香川図書館	20	H7	20.00	37	龍雲中学校	10	22	435.44
2	ふれあい福祉センター勝賀	10	11	30.00	38	一宮中学校	10	22	445.44
3	高松市環境業務センター	20	12	50.00	39	太田中学校	10	22	455.44
4	高松駅前広場	50	13	100.00	40	牟礼中学校	10	22	465.44
5	高松市香南楽湯	20	13	120.00	41	庵治中学校	10	22	475.44
6	健康増進温浴施設「ループしおのえ」	10	17	130.00	42	国分寺中学校	10	22	485.44
7	香川総合体育館第2競技場	19	17	149.00	43	桜町中学校	10	22	495.44
8	古高松コミュニティセンター	10	18	159.00	44	勝賀中学校	10	22	505.44
9	高松第一学園(高松第一小・中学校)	10	20	169.00	45	三谷コミュニティセンター	10	23	515.44
10	下笠居コミュニティセンター	10	21	179.00	46	香南中学校	10	23	525.44
11	南消防署	10	21	189.00	47	香南支所・コミュニティセンター	10	24	535.44
12	屋島中学校	10	21	199.00	48	牟礼総合センター・コミュニティセンター	10	24	545.44
13	高松駅前広場公衆便所	1.44	22	200.44	49	高松国分寺ホール	10	24	555.44
14	南部クリーンセンター	11	22	211.44	50	紫雲中学校	10	24	565.44
15	新番丁小学校	4	22	215.44	51	塩江小・中学校	10	25	575.44
16	古高松小学校	10	22	225.44	52	林小学校	10	26	585.44
17	屋島小学校	10	22	235.44	53	浅野保育所	10	27	595.44
18	前田小学校	10	22	245.44	54	東部下水処理場	100	27	695.44
19	川添小学校	10	22	255.44	55	山田中学校	10	27	705.44
20	林小学校	10	22	265.44	56	東消防署	7.5	27	712.94
21	香西小学校	10	22	275.44	57	林コミュニティセンター	10	27	722.94
22	一宮小学校	10	22	285.44	58	衛生センター	10	27	732.94
23	多肥小学校	10	22	295.44	59	屋島競技場	20	28	752.94
24	川岡小学校	10	22	305.44	60	川東こども園	10	28	762.94
25	円座小学校	10	22	315.44	61	大野保育所	10	28	772.94
26	弦打小学校	10	22	325.44	62	こども未来館	10	28	782.94
27	下笠居小学校	10	22	335.44	63	上之町第I住宅	10	28	792.94
28	川島小学校	10	22	345.44	64	東植田コミュニティセンター	10	28	802.94
29	植田小学校	10	22	355.44	65	北消防署朝日分署	10	28	812.94
30	中央小学校	10	22	365.44	66	栗林小学校	10	29	822.94
31	太田南小学校	10	22	375.44	67	危機管理センター	20	29	842.94
32	牟礼南小学校	10	22	385.44	68	木太コミュニティセンター	10	30	852.94
33	大野小学校	10	22	395.44	69	みんなの病院	10	30	862.94
34	川東小学校	10	22	405.44	70	川岡コミュニティセンター	10	元	872.94
35	玉藻中学校	10	22	415.44	71	林こども園	10	元	882.94
36	協和中学校	10	22	425.44					



＜資料28＞ (38P 第2章第1節2(3)ア)

低公害車導入台数の推移

(単位：台)

区分		年度	H26 まで	H27	H28	H29	H30	R1	計
塵芥収集車	天然ガス		13	0	0	0	0	0	13
	ハイブリッド		4	0	0	0	0	0	4
	低公害型		9	2	0	0	0	0	11
乗用自動車	ハイブリッド		6	0	2	0	0	0	8
	低公害型		3	0	1	0	1	0	5
貨物自動車	ハイブリッド		0	1	0	0	0	0	1
	低公害型		0	3	0	0	1	0	4
軽貨物自動車	天然ガス		3	0	0	0	0	0	3
	電気		4	1	0	0	1	0	6
	低公害型		93	8	7	5	19	10	142
軽乗用自動車	電気		3	0	0	0	0	0	3
	低公害型		63	0	1	2	1	4	71
計			201	15	11	7	23	14	271

＜資料29＞ (39P 第2章第1節3(1)ア)

パークアンドライド駐車場契約件数

(単位：件)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
空港通り駅		999	928	836	515	530
国分駅		46	48	62	74	117
仏生山駅		—	—	—	221	648

※1ヶ月を1契約とする。

### 第3章 生活環境

＜資料30＞ (41P 第3章第1節1(1))

#### 海域COD年平均值

(単位：mg/L)

水域名	類型	達成期間	指定年月日	測定地点	地図記号(P134)	H27	H28	H29	H30	R1
東讃海域	A	イ	S49.12.13 県告示	檀ノ浦沖	一	1.7	1.4	1.8	1.7	2.0
備讃瀬戸	A	イ	S49.5.13 環境庁告示	西浦沖	二	1.4	1.6	1.7	1.8	1.9
				摺鉢谷川尻	三	2.1	1.7	1.9	1.8	2.0
				神在の鼻沖	四	2.4	1.7	1.8	1.7	2.1
				亀水湾	五	1.7	1.6	1.6	1.7	1.8

※1 A類型：COD基準値 2mg/L 以下

※2 イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成

※3 COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化した際に消費される酸素の量。有機汚濁の代表的指標であり、一般的に有機物が多い水ほど値が高くなる。

※4 mg/L：1リットルあたりの水中に含まれるミリグラム（1,000分の1グラム）量を示す。

＜資料31＞ (41P 第3章第1節1(2))

河川環境基準達成状況及びBOD年平均值

(単位：mg/L)

水域名	測定地点	地図記号(P137)	類型	達成期間	指 定年月日	達成状況及び年平均值 (年度)				
						H27	H28	H29	H30	R1
牟礼川	国道11号線交差点	①	B	□	S49.4.10 県告示	○ 2.8	○ 2.3	× 3.2	× 2.8	○ 2.8
相引川	大橋	②	D	イ		○ 3.9	○ 4.3	○ 5.5	○ 5.9	○ 5.5
新川	新川橋	③	B	□		× 4.5	× 4.8	× 5.8	× 5.4	× 6.4
春日川	春日川橋	④	B	□		× 3.9	× 4.4	× 3.4	○ 2.3	× 3.3
詰田川	木太大橋	⑤	D	イ	S45.9.1 閣決 議定	○ 2.4	○ 3.4	○ 3.8	○ 3.5	○ 3.7
御坊川	観光橋	⑥	E	□		○ 2.8	○ 2.7	○ 3.3	○ 3.1	○ 2.9
杣場川	楠上水門	⑦	D	イ		○ 1.6	○ 3.7	○ 3.2	○ 3.0	○ 2.8
摺鉢谷川	水道橋	⑧	C	イ		○ 1.5	○ 1.6	○ 1.7	○ 1.6	○ 1.5
香東川下流	香東川橋	⑨	B	イ		○ 1.6	○ 2.1	○ 2.0	○ 2.0	○ 1.7
香東川上流	岩崎橋	⑩	A	イ		○ 0.8	○ 0.9	○ 0.9	○ 1.2	○ 1.4
本津川下流	香西新橋	⑪	B	イ		× 3.7	× 4.5	× 4.1	× 3.8	× 4.4
本津川上流	学校橋	⑫	A	イ		× 3.3	× 3.2	× 3.2	× 3.3	× 3.1

- ※1 A類型：BOD基準値 2mg/L 以下
- B類型：BOD基準値 3mg/L 以下
- C類型：BOD基準値 5mg/L 以下
- D類型：BOD基準値 8mg/L 以下
- E類型：BOD基準値 10mg/L 以下

- ※2 イ：直ちに達成
- ：5年以内で可及的速やかに達成
- ハ：5年を越える期間で可及的速やかに達成

- ※3 ○：環境基準達成 ( $X/Y \leq 0.25$ )
- ×：環境基準未達成 ( $X/Y > 0.25$ )
- 「X/Y」とは「日平均値が環境基準を達成しない日数/総測定日数」

- ※4 BOD (生物化学的酸素要求量)
- 水中の有機物が微生物によって生物化学的に酸化分解される際 (20℃で5日間) に消費される酸素の量で、一般的に有機物による汚れの度合いを示す。

- ※5 平成25年3月29日香川県告示第161号により、詰田川 (木太大橋) 及び摺鉢谷川 (水道橋) の水域類型等が見直しされた。

- ※6 平成26年4月1日香川県告示第164号により、杣場川 (楠上水門) の水域類型等が見直しされた。

- ※7 平成27年3月31日香川県告示第117号により、相引川 (大橋) の水域類型等が見直しされた。

- ※8 平成31年3月29日香川県告示第95号により、摺鉢谷川 (水道橋) の水域類型等が見直しされた。

<資料32> (42P 第3章第1節1(3))

ため池COD年平均値

(単位：mg/L)

区分	地図記号 (P137)	H27	H28	H29	H30	R1
奥の池	①	8.7	9.6	9.3	5.3	—
奈良須池	②	4.6	6.9	4.8	5.7	5.6
住蓮寺池	③	19	11	20	12	16
三谷三郎池	④	7.0	7.3	9.0	8.5	7.1
神内池	⑤	9.7	8.1	7.7	7.3	7.6
松尾池	⑥	5.5	5.8	6.2	6.2	7.4
城池	⑦	5.4	6.3	4.8	6.0	6.3
公漕池	⑧	3.4	2.8	3.4	3.5	3.9
坂瀬池	⑨	8.8	8.8	10	10	12
久米池	⑩	20	23	23	23	28
平田池	⑪	17	11	18	11	16
羽間上池	⑫	8.6	11	9.4	12	12
龍満池	⑬	6.5	11	9.4	8.2	12
新池	⑭	6.1	5.5	5.3	5.0	4.8
平池	⑮	41	29	16	51	18
橘池	⑯	6.6	8.8	8.4	8.5	8.4

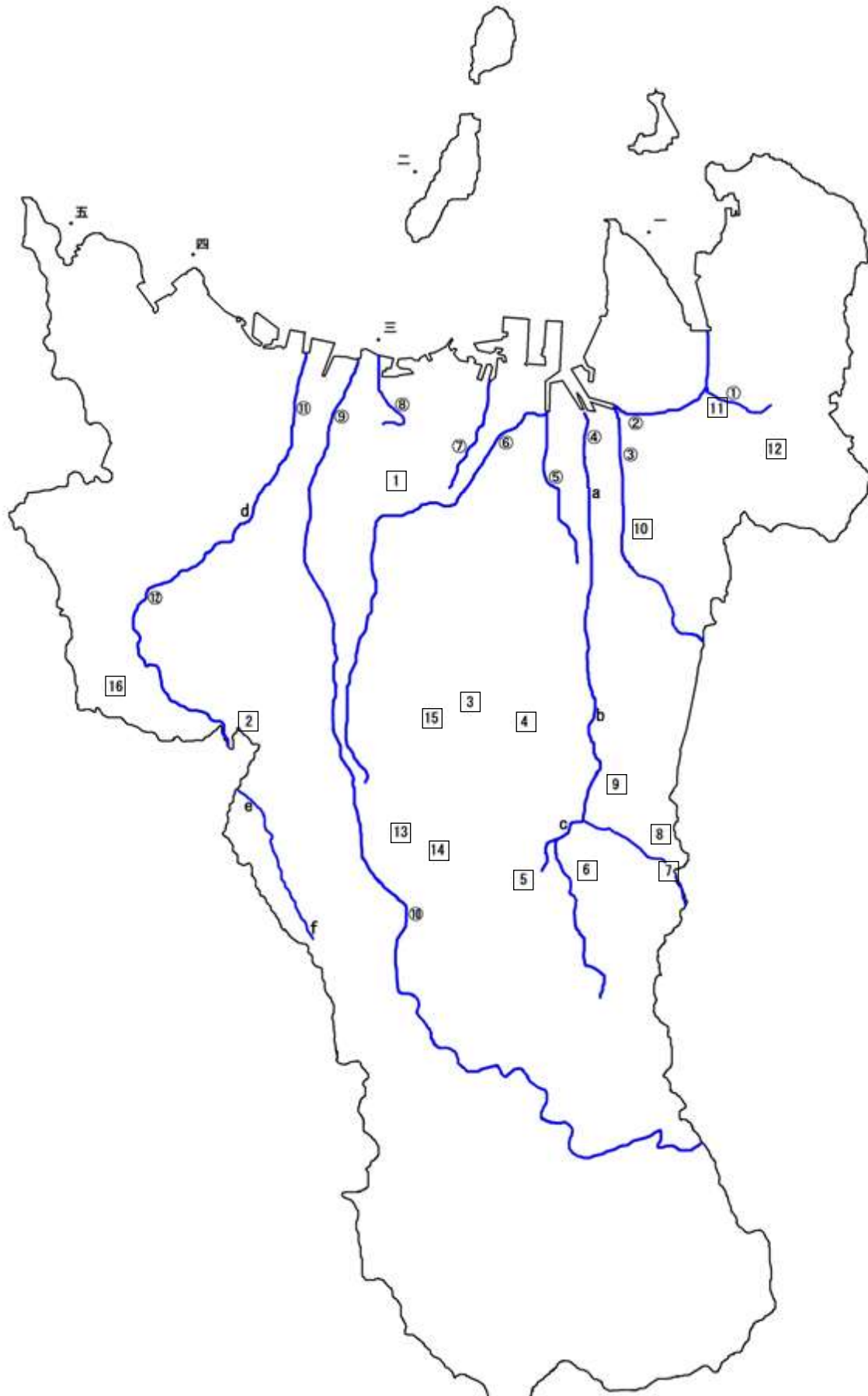
※奥の池については、工事のためH30は年1回のみ、R1は採水できなかった。

<資料33> (42P 第3章第1節1(5))

指標生物の出現状況

地図記号 (P137)		a	b	c	d	e	f
調査地点名		春日川橋南	大亀新橋上流	新葛谷橋	本津川橋	悠悠香南前	本津川源流
天気		くもり	くもり	くもり	くもり	くもり	はれ
水温 (°C)		26.0	25.3	21.0	27.0	24.8	24.0
川幅 (m)		1.0	10	2.0	50.0	5.0	0.5
水深 (cm)		10	30	10	30	50	5
流れの速さ		遅い	普通	遅い	遅い	遅い	遅い
川底の状態		小石と砂	頭大の石	小石と砂	こぶし大の石	泥	こぶし大の石
水の濁り、におい、その他		少し濁る	透明	透明	少し濁る	少し濁る	透明
指標生物		見つかった指標生物が○印、そのうち、数が多かった上位から2種類(最大3種類)が●印					
きれいな水	水質階級Ⅰ	アマカ類					
		ナミウズムシ		●			○
		カワゲラ類	○				
		サワガニ			○		○
		ナガレトビゲラ類		●	●	○	●
		ヒラタカゲロウ類		○	○		○
		ブユ類		○			
		ヘビトンボ					
		ヤマトビケラ類					
		ヨコエビ類			○		
少しきたない水	水質階級Ⅱ	イシマキガイ					
		オオシマトビケラ					
		カワニナ類					
		ゲンジボタル					
		コオニヤンマ					
		コガタシマトビケラ類					
		スジエビ					
		ヒラタドROMシ類					
		ヤマトシジミ	○				
きたない水	水質階級Ⅲ	イソコツブムシ類					
		タイコウチ					
		タニシ類	○				
		ニホンドロソコエビ					
		シマイシヒル	●				
		ミズカマキリ					
		ミズムシ					●
大変きたない水	水質階級Ⅳ	アメリカザリガニ					
		エラミミズ				○	
		サカマキガイ					○
		ユスリカ類				●	
		チョウバエ類					
水質階級の判定	水質階級	I II III IV	I II III IV	I II III IV	I II III IV	I II III IV	I II III IV
	○印と●印の個数	1 1 2 0	4 0 0 0	4 1 0 0	1 0 0 2	1 0 1 1	4 0 1 1
	●印の個数	0 0 1 0	2 0 0 0	1 0 0 0	0 0 0 1	0 0 1 0	1 0 1 0
	合計	1 1 3 0	6 0 0 0	5 1 0 0	1 0 0 3	1 0 2 1	5 0 2 1
	調査地点の水質階級	III	I	I	IV	III	I
水質階級の経年変化	H30	IV	II	I	IV	IV	I
	H29	IV	III	I	IV	III	I
	H28	III	IV	I	III	IV	II
	H27	III	IV	I	III	IV	II

### 水質調査地点図



＜資料34＞ (44P 第3章第1節2(1)ア(イ))

補助制度の概要

区 分	内 容				
対 象 地 域	原則として下水道事業計画区域外の地域（区域内であっても下水道の整備が困難な箇所については対象とする。）				
対 象 浄 化 槽	処理対象人員が50人槽以下であって浄化槽法の構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（BOD）除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/L以下の性能であること。				
補 助 対 象 者	自己の専用住宅（小規模店舗等を併設したものを含む）及び共同住宅等の単独処理浄化槽、くみ取便所を自主的に転換する者を対象とする。 なお、単独処理浄化槽からの転換の場合は、撤去及び配管に要する費用として、それぞれ9万円、30万円を限度として補助する。				
補 助 限 度 額	算定基準による人槽	補助限度額 (くみ取転換)	補助限度額（単独転換）		
			浄化槽の設置 に要する費用	既存単独処理浄化槽 の撤去に要する費用	配管に要す る費用
	5人槽	332,000 円	332,000 円	90,000円	300,000円
	6・7人槽	414,000 円	414,000 円		
	8～10人槽	548,000 円	548,000 円		
	11～20人槽	939,000 円	939,000 円		
	21～30人槽	1,472,000 円	1,472,000 円		
31～50人槽	2,037,000 円	2,037,000 円			

<資料35> (44P 第3章第1節2(2)ア、イ)

瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法の適用対象となる特定事業場数

(令和2年3月31日現在)

	特定施設該当業種等 (水質汚濁防止法施行令別表第一による)	特定事業場数	水質汚濁防止法上の事業場		瀬戸内海環境保全特別措置法上の事業場		うち有害物質使用事業場
			日平均		日平均		
			50m <sup>3</sup> 未満	50m <sup>3</sup> 以上	50m <sup>3</sup> 未満	50m <sup>3</sup> 以上	
1の2	畜産農業又はサービス業	105	105	0	0	0	0
2	畜産食料品製造業	16	15	0	0	1	0
3	水産食料品製造業	19	19	0	0	0	0
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	7	7	0	0	0	0
5	みそ、しょう油、ソース等製造業	11	11	0	0	0	0
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	4	4	0	0	0	0
9	米菓又はこうじ製造業	4	4	0	0	0	0
10	飲料製造業	3	3	0	0	0	0
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	4	4	0	0	0	0
16	めん類製造業	121	121	0	0	0	0
17	豆腐又は煮豆の製造業	30	28	0	0	2	0
18の2	冷凍調理品製造業	5	4	0	0	1	0
19	紡績業又は繊維製品の製造若しくは加工業	3	3	0	0	0	0
22	木材薬品処理業	1	1	0	0	0	1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	1	0	0	0	1	0
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	15	15	0	0	0	4
24	化学肥料製造業	1	1	0	0	0	1
27	無機化学工業製品製造業	3	2	0	0	1	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業	1	1	0	0	0	0
46	有機化学工業製品製造業	3	2	0	0	1	3
47	医薬品製造業	1	1	0	0	0	0
54	セメント製品製造業	31	31	0	0	0	0
55	生コンクリート製造業	23	23	0	0	0	0
58	窯業原料の精製業	1	1	0	0	0	0
60	砂利採取業	1	1	0	0	0	0
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	7	6	0	0	1	2
64の2	水道施設	4	3	0	1	0	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	18	18	0	0	0	5
66	電気めつき施設	4	4	0	0	0	4
66の3	旅館業	127	116	0	1	10	0
66の4	共同調理場	3	3	0	0	0	0
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	7	6	0	0	1	0
66の6	飲食店	11	9	0	0	2	0
67	洗たく業	70	69	0	0	1	2
68	写真現像業	32	30	0	1	1	5
68の2	病院	4	3	0	0	1	1
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	0	0	0	1	0
70の2	自動車分解整備事業	14	14	0	0	0	0
71	自動式車両洗浄施設	203	202	1	0	0	0
71の2	科学技術に関する研究等を行う施設	29	26	0	1	2	18
71の3	一般廃棄物処理施設	2	2	0	0	0	0
71の4	産業廃棄物処理施設	1	1	0	0	0	0
71の5	トリカロキソル、テトラカロキソル等による洗浄施設	1	1	0	0	0	1
72	し尿処理施設	18	3	5	1	9	0
73	下水道終末処理施設	4	0	4	0	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	0	0	0	0
	みなし指定地域特定施設	92	77	15	0	0	0
	水質汚濁防止法第5条第3項における有害物質使用特定事業場（公共用水域に水を排水しない施設）	11	-	-	-	-	-
	合計	1078	1001	25	5	36	48

水質汚濁防止法第5条第1項又は第2項の届出を要するもの



<資料36> (44P 第3章第1節2(2)ウ)

香川県生活環境の保全に関する条例の適用対象となる事業場数

(令和2年3月31日現在)

水質特定施設の種類の種類	区分	届出事業所数
1号 自動式鶏卵洗浄施設		1
2号 生うどん湯煮施設		6
3号 公衆浴場(ちゅう房施設が設置されているもの)に設置される入浴施設等		2
4号 1号~3号までの施設を設置する事業場からの汚水処理する施設		0
5号 特定施設		32
6号 みなし指定地域特定施設		29
7号 汚水等排出施設		0
合 計		70

令和元年度中に設置された合併処理浄化槽基数

人槽	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~	計
基数	1,212	20	42	13	2	0	0	0	0	1,289

<資料37> (47P 第3章第2節1)

常時監視測定局別測定項目

測定局	所在地	用途 区域	局 区分	測定項目								
				二酸化 い おう	浮遊 粒子 状 物質	一 酸 化 窒 素	二 酸 化 窒 素	光 化 学 オ キ シ ダ ン ト	( P M 2 ・ 5 ) 微 小 粒 子 状 物 質	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	風 向 ・ 風 速
高松競輪場	福岡町 1-4-46	工	一般環境 大気測定局	○	○	○	○	○	○	△	△	○
東部運動公園	高松町 1336-6	白地		○	○	○	○	○	○	△	△	○
南消防署香川分署	香川町川東上 947-1	近隣 商業		○	○	○	○	○	○	△	△	○
国分寺	国分寺町新居 1710-1	住		○	○	○	○	○	○	△	△	○
高松市役所	番町 1-11-22	商	自動車 排出ガス 測定局	△	○	○	○	△	△	△	○	△
栗林公園前	栗林町 1-6-25	商		△	○	○	○	△	△	○	△	△
鶴尾コミュニティー	田村町 303-1	住		△	○	○	○	△	○	△	△	○

※大気汚染の状況は、下記ホームページで見ることができる。

高松市の大気環境 URL: <http://kankyo.city.takamatsu.kagawa.jp/takamatsu-taiki/>

香川県: さめきの空情報館 URL: <https://www.taiki.pref.kagawa.lg.jp/taiki/>

環境省: そらまめ君 URL: <http://soramame.taiki.go.jp>

<資料38> (47P 第3章第2節1(1))

二酸化いおうの環境基準達成状況

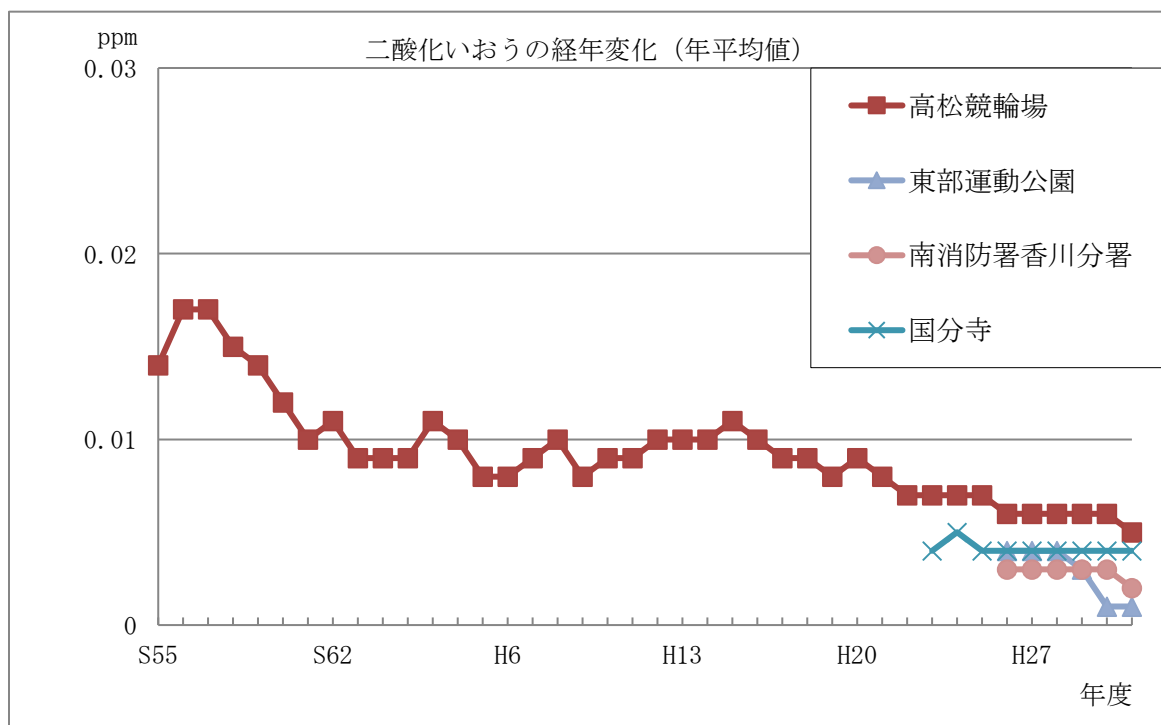
		1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。				
測定局		H27	H28	H29	H30	R1
高松競輪場		○	○	○	○	○
東部運動公園		○	○	○	○	○
南消防署香川分署		○	○	○	○	○
国分寺		○	○	○	○	○

※1 環境基準：達成○ 未達成× 未測定－

※2 ppm：100万分の1を示します。

％（百分率）と同じように、100万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。

※3 長期的評価については、年間の1時間値の1日平均値のうち、高い方から数えて2％の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2％除外値）が0.04ppm以下であるかどうかで判断する。ただし、前文の評価方法にかかわらず、1時間値の1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。また、短期的評価については、1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下であるかどうかで判断する。



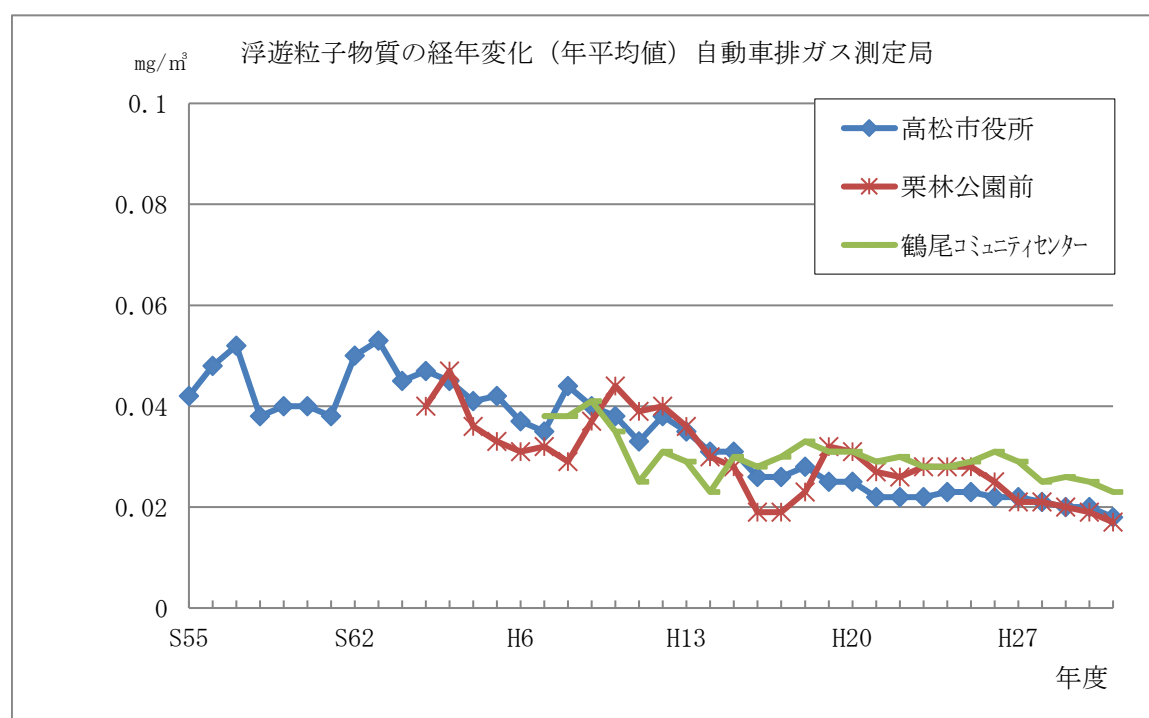
＜資料39＞ (47P 第3章第2節1(2))

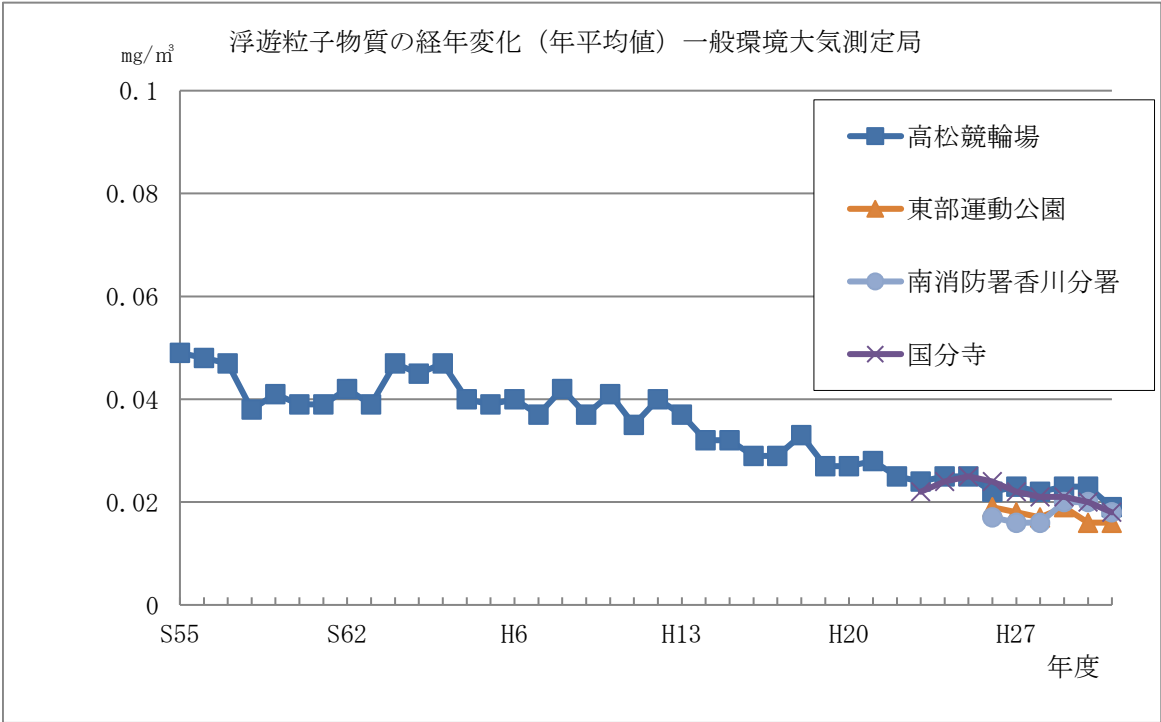
浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

測定局	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。				
	H27	H28	H29	H30	R1
高松市役所	○	○	○	○	○
高松競輪場	○	○	○	○	○
東部運動公園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国分寺	○	○	○	○	○
栗林公園前	○	○	○	○	○
鶴尾コミュニティセンター	○	○	○	○	○

※1 環境基準：達成○ 未達成× 未測定ー

※2 長期的評価については、年間の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であるかどうかで判断する。ただし、前文の評価方法にかかわらず、1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。また、短期的評価については、1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であるかどうかで判断する。





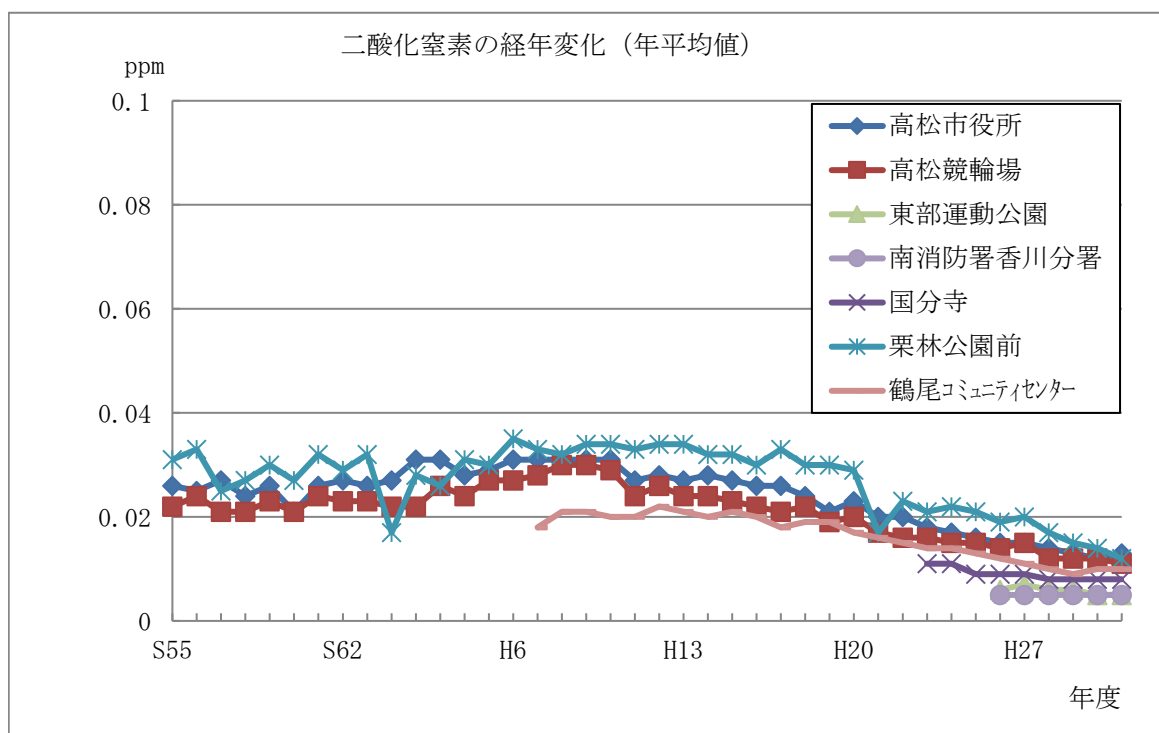
＜資料40＞ (48P 第3章第2節1(3))

二酸化窒素の環境基準達成状況

環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。				
測定局	H27	H28	H29	H30	R1
高松市役所	○	○	○	○	○
高松競輪場	○	○	○	○	○
東部運動公園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国分寺	○	○	○	○	○
栗林公園前	○	○	○	○	○
鶴尾コミュニティセンター	○	○	○	○	○

※1 環境基準：達成○ 未達成× 未測定－

※2 長期的評価として、年間の1時間値の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（1日平均値の年間98%値）が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であるかどうかで判断する。



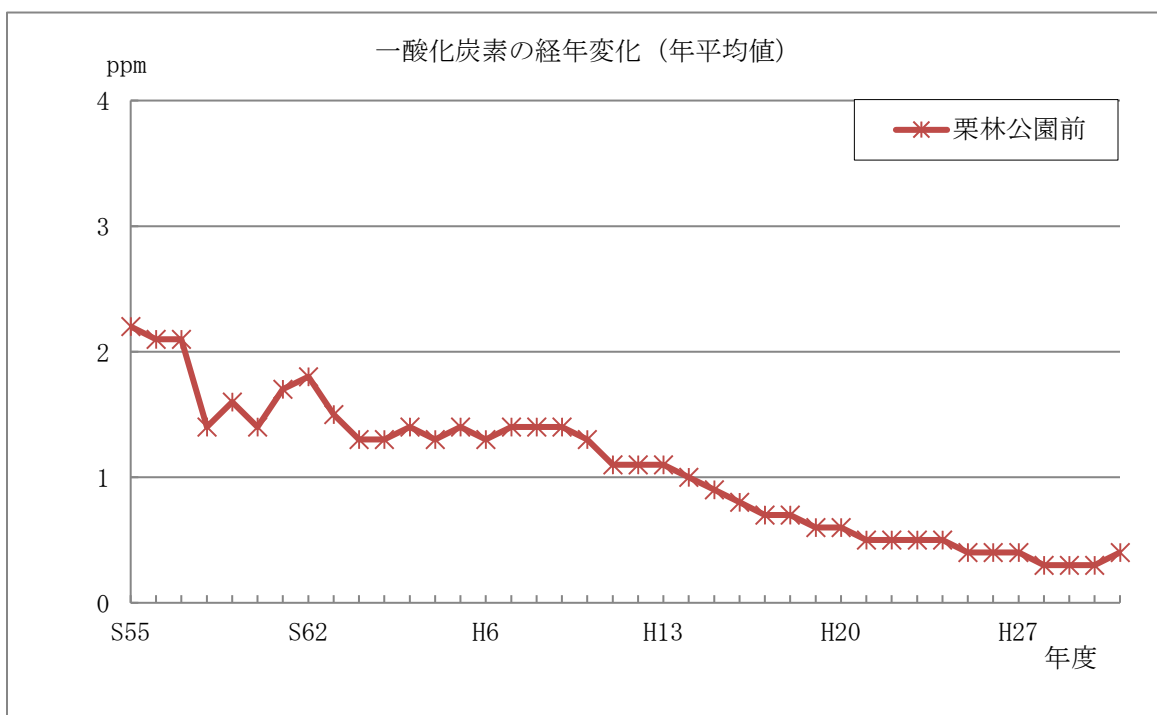
＜資料41＞ (48P 第3章第2節1(4))

一酸化炭素の環境基準達成状況

測定局	長 期 的 評 価				
	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。				
	H27	H28	H29	H30	R1
栗 林 公 園 前	○	○	○	○	○

※1 環境基準：達成○ 未達成× 未測定ー

※2 長期的評価については、年間の1時間値の1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値）が10ppm以下であるかどうかで判断する。ただし、前文の評価方法にかかわらず、1時間値の1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。また、短期的評価については、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であるかどうかで判断する。



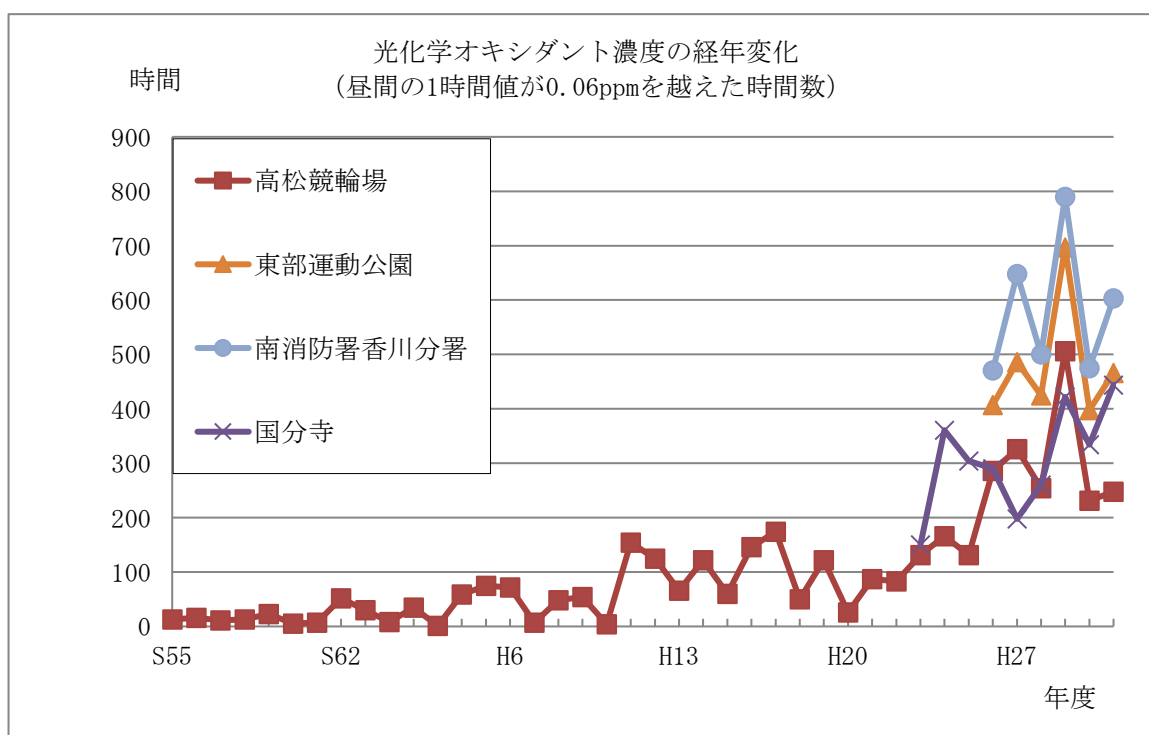
＜資料42＞ (48P 第3章第2節1(5))

光化学オキシダントの環境基準達成状況

環境基準	1時間値が0.06ppm以下であること。				
測定局	H27	H28	H29	H30	R1
高松競輪場	×	×	×	×	×
東部運動公園	×	×	×	×	×
南消防署香川分署	×	×	×	×	×
国分寺	×	×	×	×	×

※1 環境基準：達成○ 未達成× 未測定ー

※2 短期的評価として、昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であるかどうかで判断する。



＜資料43＞ (48P 第3章第2節1(6))

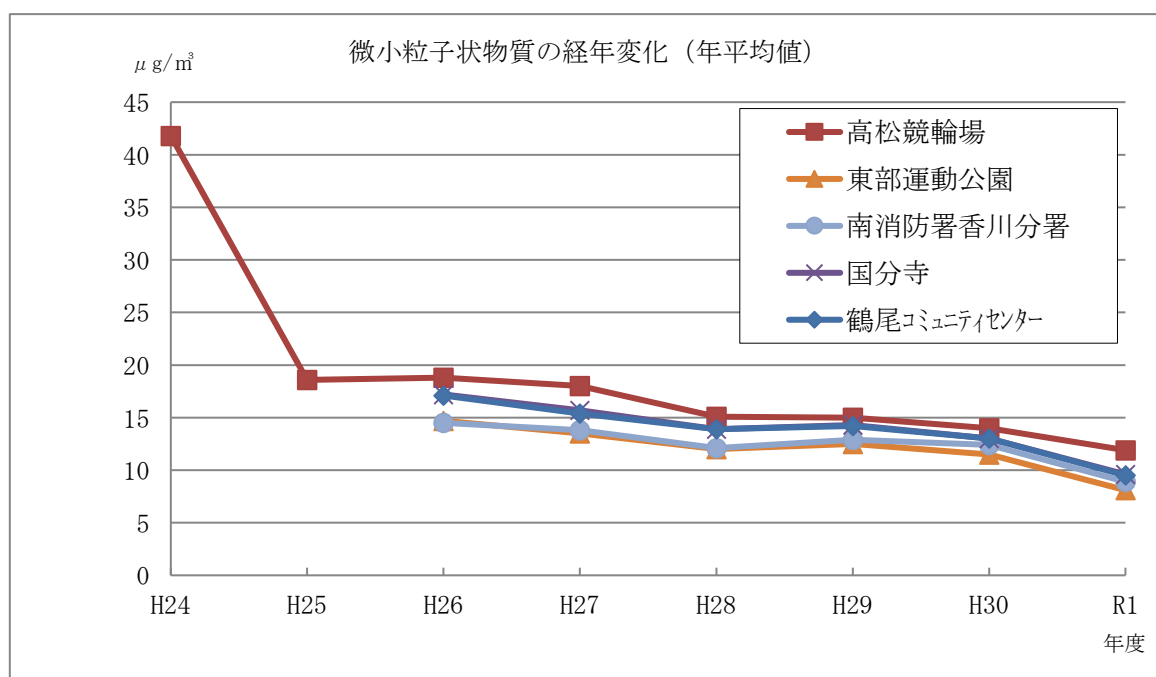
微小粒子状物質の環境基準達成状況

環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。				
測定局	H27	H28	H29	H30	R1
高松競輪場	×	×	×	×	○
東部運動公園	○	○	○	○	○
南消防署香川分署	○	○	○	○	○
国分寺	×	○	○	○	○
鶴尾コミュニティセンター	×	○	○	○	○

※1 環境基準：達成○ 未達成× 未測定－

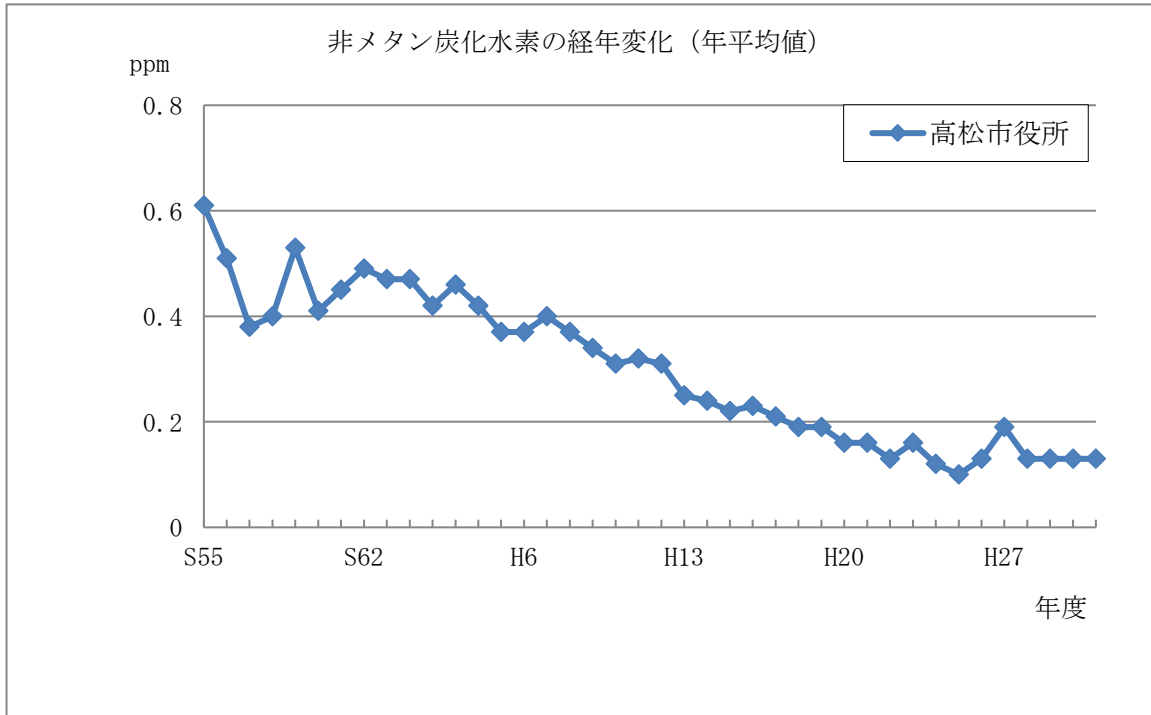
※2  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ：1 $\text{m}^3$ の大気中に含まれるマイクログラム（100万分の1グラム）を示す。

※3 1年平均値の評価については、1日平均値の1年平均値が長期基準の $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であるかどうかで判断し、1日平均値の評価については、年間の1日平均値の数値を低い方から順に並べて、98%にあたる日の測定結果が短期基準の $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であるかどうかで判断する。





<資料44> (49P 第3章第2節1(7))



＜資料45＞ (49P 第3章第2節1(8))

有害大気汚染物質

測定地点 (地域分類)	項目	年平均値	環境基準
木太南コミュニティセンター (全国標準監視地点)	アクリロニトリル	0.015 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	アセトアルデヒド	1.9 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	塩化ビニルモノマー	0.012 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	塩化メチル	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	クロム及びその化合物	3.5 $\text{ng}/\text{m}^3$	—
	クロロホルム	0.19 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	酸化エチレン	0.037 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	1,2-ジクロロエタン	0.13 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	ジクロロメタン	0.73 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	水銀及びその化合物	1.6 $\text{ng}/\text{m}^3$	—
	テトラクロロエチレン	0.056 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	トリクロロエチレン	0.037 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	トルエン	4.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	ニッケル化合物	2.8 $\text{ng}/\text{m}^3$	—
	ヒ素及びその化合物	1.7 $\text{ng}/\text{m}^3$	—
	1,3-ブタジエン	0.073 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
	ベリリウム及びその化合物	0.012 $\text{ng}/\text{m}^3$	—
	ベンゼン	0.84 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	ベンゾ-(a)-ピレン	0.21 $\text{ng}/\text{m}^3$	—
	ホルムアルデヒド	2.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—
マンガン及びその化合物	19 $\text{ng}/\text{m}^3$	—	

※  $\text{ng}/\text{m}^3$  : 1  $\text{m}^3$ の大気中に含まれるナノグラム (10億分の1グラム) を示す。

＜資料46＞ (49P 第3章第2節2(2))

ばい煙発生施設の設置状況

区 分	施 設 数		
	法 律	県条例	市条例
ボイラー	261		139
金属溶解炉	1		21
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	1		
窯業焼成炉・溶解炉	1		
乾燥炉	16		
廃棄物焼却炉	10	6	9
塩素・塩化水素反応施設等	4		3
ディーゼル機関	29		
食品の製造の用に供する直火炉			
合 計	323	6	172

(令和2年3月31日現在)

水銀排出施設の設置状況

区 分	施 設 数
	法 律
廃棄物焼却炉	10
合 計	10

(令和2年3月31日現在)

粉じん発生施設の設置状況

区 分	施 設 数		
	法 律	県条例	市条例
鉱物又は土石の堆積場	33		14
ベルトコンベア及び バケットコンベア	74		68
破碎機及び摩砕機	16		
ふるい	9		
打綿機及び混打綿機			
製材又は合板製造業 に供する帯のこ盤 等		58	
集じん装置			327
金属加工用ブラスト			27
オガライトの製造施設 及び原材料の堆積場		8	
合 計	132	66	465

(令和2年3月31日現在)

揮発性有機化合物排出施設の設置状況

区 分	施 設 数
	法 律
塗装の用に供する乾燥施設	1
工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	2
合 計	3

(令和2年3月31日現在)

<資料47> (50P 第3章第2節2(4))

オキシダントの発令基準及び措置内容

発令区分	発 令 基 準	措 置
予 報	1時間値 100 万分の 0.1 以上である大気 の 汚 染 状 態 に な っ た 時 刻。	協力工場に対し、当該ばい煙発生施設の通常使用量の 20%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力を求める。
注 意 報	1時間値 100 万分の 0.12 以上である大気 の 汚 染 状 態 に な っ た 時 刻。	1 協力工場に対し、当該ばい煙発生施設の通常使用量の 20%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとることを勧告する。 2 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運転の自主的制限について協力を求める。
警 報	1時間値 100 万分の 0.24 以上である大気 の 汚 染 状 態 に な っ た 時 刻。	1 協力工場に対し、当該ばい煙発生施設の通常使用量の 30%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとることを勧告する。 2 注意報の第2項と同じ措置
重大警報	1時間値 100 万分の 0.4 以上である大気 の 汚 染 状 態 に な っ た 時 刻。	1 協力工場及び大口排出工場に対し、通常使用量の 40%削減若しくはそれと同程度の効果を有する措置をとることを命令する。 2 公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

※ 協 力 工 場：いおう酸化物を毎時 10Nm<sup>3</sup>以上又は排ガスを毎時 4 万 Nm<sup>3</sup>以上排出するばい煙発生施設を設置している工場・事業場

※ 大口排出工場：いおう酸化物の合計が毎時 10Nm<sup>3</sup>以上又は排ガスの合計が毎時 4 万 Nm<sup>3</sup>以上排出する工場・事業場

緊急時の発令状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
予 報	7	1	7	0	4
注 意 報	1	0	1	0	3

※ 予 報：1時間値が 0.1ppm である大気 の 汚 染 状 態 に な っ た 時 刻。

※ 注 意 報：1時間値が 0.12ppm である大気 の 汚 染 状 態 に な っ た 時 刻。

＜資料48＞ (51P 第3章第2節2(5))

微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起のための暫定的な指針

○ 注意喚起の判断

レベル	暫定的な指針となる値	行動のめやす	注意喚起の判断に用いる値 <sup>※3</sup>	
			午前中の早目の時間帯での判断 5時～7時	午後からの活動に備えた判断 5時～12時
	日平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )		1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
II	70超	不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。(高感受性者 <sup>※2</sup> においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下
環境基準	35以下 <sup>※1</sup>			

※1 環境基準は、環境基本法第16条第1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均値  $35\mu\text{g}/\text{m}^3$  であり、日平均値の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均値を超えるか否かについて判断するための値

○ 注意喚起の解除の判断

注意喚起の解除の判断に用いる値	
注意喚起した時刻～19時 <sup>※1</sup>	50
1時間値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ) <sup>※2</sup>	

※1 19時の測定値で解除を判断しなかった場合は、翌日の午前0時に自動解除

※2 2時間連続した場合

注意喚起の状況

区分 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
日数	0	0	0	0	0

＜資料49＞ (52P 第3章第2節2(6)ウ)

大気環境中のアスベスト濃度の状況

(単位：本/L)

調査地点 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
住宅地域	0.12	0.11	0.06	0.06	0.14
幹線道路沿線地域	0.07	0.11	0.07	0.07	0.14

＜資料50＞ (52P 第3章第2節2(6)エ)

大気汚染防止法によるアスベスト飛散防止対策の変遷

年	改正の概要
H元	石綿を「特定粉じん」とし、特定粉じん発生施設の届出義務化及び石綿製品製造(加工)工場の敷地境界基準を10(本/L)と規定
H8	特定建築建材(吹付け石綿)を使用する一定要件をみだす建築物の解体・改造・補修作業を「特定粉じん排出等作業」とし、事前届出、作業基準の遵守義務を規定
H17	吹付け石綿の規模要件の撤廃と特定建築材料に石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材を追加 「特定粉じん排出作業」の作業基準に掻き落とし、破碎を行わない場合の基準を規定
H18	「特定粉じん排出作業」の対象を建築物に工作物を追加
H26	届出義務者の変更(解体等工事の施工者⇒発注者)、解体等工事の事前調査・説明・掲示の義務付け、立入検査等の対象の拡大、作業基準項目の追加

＜資料51＞ (53P 第3章第3節1)

音の大きさの目安と影響

(単位：デシベル)

騒音レベル	目 安	影 響
130	最大可聴値	鼓膜が破れることがある。
120	飛行機のエンジン近く	耳に痛みを感じる。音として聞き取れる限界
110	車の警笛（前方2m）、くい打ち	
100	電車通過時のガード下	短期間聞いても、一時難聴をおこす。
90	騒々しい工場内、大声での独唱	低い周波数の音でも長時間聞いていると難聴をおこすことがある。
80	電車の車内	高い周波数の音でも長時間聞いていると難聴をおこすことがある。
70	騒々しい事務所、電話のベル	血圧の上昇、消化機能の減退、疲労度の上昇など生理的変調
60	普通の会話、静かな乗用車の中	食欲減退、耳鳴り、頭痛、会話のじゃまになるという訴えが多くなる。
50	静かな事務所	落ち着かない、勉強ができない、腹が立ちやすいという訴えは、ほとんどない。
40	図書館の中	このレベル以下では、安眠が妨げられることはない。
30	郊外の深夜	
20	木の葉の触れ合う音	

※ デシベルとは、音の大きさの単位で物理的な音の強さ（音圧レベル）に人の聴覚に合わせて周波数補正を加味したもの。

＜資料52＞ (53P 第3章第3節1(1))

自動車騒音調査結果

調査地点数	要請限度超過地点数	
	昼 間 午前6時から午後10時	夜 間 午後10時から午前6時
9	0	0

＜資料53＞ (53P 第3章第3節1(2))

騒音規制法に基づく特定施設設置状況

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	195	731
空気圧縮機及び送風機	403	2,373
土石用又は鉱物用の摩砕機等	18	78
織機	2	31
建設用資材製造機械	22	34
木材加工機械	145	518
抄紙機	2	3
印刷機	79	366
合成樹脂用射出成型機	9	40
鑄型造成機	5	17
合計	880	4,191

(令和2年3月31日現在)

公害防止条例に基づく騒音指定施設設置状況

施設の種類	工場等総数	指定施設数
金属製品製造・加工機械	228	1,389
空気圧縮機及び送風機	579	2,464
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい機、分級機及び石材引割機	8	17
織維機械	24	551
建設用資材製造機械	4	11
木材加工機械	136	675
印刷機械	0	0
合成樹脂成型加工機	0	0
鑄型造型機	0	0
その他粉碎機（破碎・摩砕機含む）	2	14
コルゲートマシン	1	1
スチームクリーナー	24	140
集じん機	26	148
自動瓶機	6	6
攪拌機及び混合機	9	196
クーリングタワー	59	276
冷凍機	28	582
直火炉	0	1
合計	1,134	6,471

(令和2年3月31日現在)



<資料54> (54P 第3章第3節1(5))

一般地域の環境騒音調査結果

地域の 類型	測定地点数	環境基準達成地点数 (環境基準達成率)		
		昼間	夜間	昼間・夜間
A	7	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
B	7	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
C	6	6 (100%)	6 (100%)	6 (100%)
全地域	20	20 (100%)	20 (100%)	20 (100%)

- ※1 午前6時から午後10時までを昼間、午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。
- ※2 A地域は専ら住居の用に供される地域
- ※3 B地域は主として住居の用に供される地域
- ※4 C地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

道路に面する地域の環境騒音調査結果(面的評価)

地域の区分	評価戸数	時間帯	環境基準達成戸数 (環境基準達成率)
幹線交通を担う道路に面する地域	39,147	昼間	38,281 (97.8%)
		夜間	38,351 (98.0%)
		昼間・夜間	38,455 (98.2%)

- ※ 午前6時から午後10時までを昼間、午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。

<資料55> (54P 第3章第3節1(6))

航空機騒音に係る環境基準 (単位: デシベル)

地域の類型	基準値
I	$L_{den}$ 57以下
II	$L_{den}$ 62以下

- ※1 I類型は専ら住居の用に供される地域。
- ※2 II類型はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域。  
本市の測定地点(香川町川内原)はIIに該当する。

<資料56> (54P 第3章第3節2(1)ア)

騒音に係る環境基準の類型地域の指定状況

地域の類型	当てはめる地域
A 【専ら住居の用に供される地域】	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B 【主として住居の用に供される地域】	第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C 【相当数の住居と合わせて商業、工場等の用に供される地域】	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(平成24年4月1日高松市告示206号)

＜資料57＞ (54P 第3章第3節2(1)イ)

騒音に係る環境基準（一般地域） (単位：デシベル)

地域の 類型	時間の区分	
	昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～翌日の6:00
A及びB	55以下	45以下
C	60以下	50以下

(平成12年3月28日改正)

騒音に係る環境基準（道路に面する地域） (単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

- ※1 午前6時から午後10時までを昼間、午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。
- ※2 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。ただし、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値が設けられている。

騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間） (単位：デシベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70以下	65以下

- ※1 午前6時から午後10時までを昼間、午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。
- ※2 幹線交通を担う道路とは、次に挙げる道路をいうものとする。  
道路法（昭和27年法律第181号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路
- ※3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次に挙げるものとする。
  - (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路（道路端より15メートル）
  - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路（道路端より20メートル）

＜資料58＞ (55P 第3章第3節2(2)イ)

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 (単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後7時から午後10時まで	午後10時から 翌日午前6時まで
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

- ※1 第1種区域とは主として第1種・第2種低層住居専用地域
- ※2 第2種区域とは主として第1種・第2種中高層住居専用・第1種・第2種・準住居地域
- ※3 第3種区域とは主として近隣商業・商業・準工業地域
- ※4 第4種地域とは工業・工業専用地域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区 域	告示別表第1号の区域	左記以外の区域
騒音の大きさ	85デシベルを超えないこと	
作業禁止時間	午後7時～午前7時	午後10時～午前6時
1日当たりの作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜その他の休日	

※1 告示別表第1号の区域

第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域

※2 騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地境界線での値とする。

**騒音規制法第17条に基づく自動車騒音の要請限度** (単位：デシベル)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 a 種区域及び第 b 種区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65	55
第 a 種区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70	65
第 b 種区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び第 c 種区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	75	70

(平成 12 年 4 月 1 日施行)

- ※ 1 午前 6 時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前 6 時までを夜間とする。
  - ※ 2 第 a 種区域とは専ら住居の用に供される区域
  - ※ 3 第 b 種区域とは主として住居の用に供される区域
  - ※ 4 第 c 種区域とは相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される区域
- なお、環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間については次の特例が適用される。

**騒音規制法第 17 条に基づく自動車騒音の要請限度**  
(幹線交通を担う道路に近接する空間) (単位：デシベル)

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75	70

- ※ 1 午前 6 時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前 6 時までを夜間とする。
- ※ 2 「幹線交通を担う道路」とは、次に挙げる道路をいうものとする。  
 道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路
- ※ 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次に挙げるものとする。
  - (1) 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路（道路端より 15 メートル）
  - (2) 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路（道路端より 20 メートル）

＜資料59＞ (56P 第3章第4節1)

振動レベルと気象庁震度階級

(単位：デシベル)

振動レベル	震度階級	人と屋内の様子
110 以上	7	揺れのため、自分の意思で行動できない。 ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。
105～110	6強	立っていることができない。 固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。
	6弱	立っていることが困難となる。 固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。
95～105	5強	多くの人が行動に支障がでる。 棚の食器類、書棚の本の多くが落ちる。
	5弱	一部の人には行動に支障がでる。 つり下げものが激しく揺れる。
85～95	4	眠っている人のほとんどが目覚ます。 つり下げものが大きく揺れる。
75～85	3	屋内にいるほとんどの人が揺れを感じる。 棚にある食器類が音を立てることがある。
65～75	2	屋内にいる多くの人々が揺れを感じる。 電灯など、吊り下げものが揺れる。
55～65	1	屋内にいる一部の人を感じる。
55 以下	0	人は揺れを感じない。

- ※1 デシベルとは、振動の大きさの単位で、物理的な振動の強さ（振動加速レベル）に人の体感に合わせた周波数補正を加味したもの。
- ※2 震度階級とは、揺れの強さの程度を数値化した計測震度から換算したもの。
- ※3 デシベルと震度階級の対比は目安。

＜資料60＞ (56P 第3章第4節1(1))

道路交通振動調査結果

区 分	調 査 地 点 数	要請限度超過地点数	
		昼間	夜間
第1種区域	3	0	0
第2種区域	6	0	0

- ※1 午前8時から午後7時までを昼間、午後7時から翌日の午前8時までを夜間とする。
- ※2 要請限度とは、指定地域内で道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、市長が都道府県の公安委員会又は道路管理者に対し、必要な措置等を執ることを要請する限度をいう。

＜資料61＞ (56P 第3章第4節1(2))

振動規制法に基づく特定施設設置状況

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	122	471
圧縮機	207	668
土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい及び分級機	11	33
織機	1	10
コンクリートブロックマシン コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機械	11	28
木材加工機械	17	20
印刷機	44	151
合成樹脂用射出成形機	1	3
鋳型造形機	3	11
合計	417	1,395

(令和2年3月31日現在)

＜資料62＞ (57P 第3章第4節2(2))

振動規制法に基づく規制基準

(単位：デシベル)

区分	特定工場・事業場振動		特定建設作業振動		道路交通振動 (要請限度)	
	第1種区域	第2種区域	施行規則別表第1の付表の第1号の区域	左記区域以外の区域	第1種区域	第2種区域
昼間 午前8時から 午後7時まで	60	65	75 1日当たりの 作業時間 7:00~19:00 うちの10時間	75 1日当たりの 作業時間 6:00~22:00 うちの14時間	65	70
夜間 午後7時から 翌日午前8時まで	55	60	同一場所での連続6日以上及び日曜日は作業禁止		60	65

※1 第1種区域とは主として住居専用地域、住居地域第2種区域とは主として商業地域(住、商、工、混在地域を含む)、工業地域

※2 特定建設作業振動の大きさは、場所の敷地境界線での値である。

※3 施行規則別表第1の付表の第1号の区域は、次の(1)～(3)をいう。

- (1) 第1種区域(住居専用地域、住居地域)
- (2) 第2種区域内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途の定めのない地域
- (3) 第2種区域内の工業・工業専用地域のうちの学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域

＜資料63＞ (58P 第3章第5節1)

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の指定状況

施行日	特定悪臭物質
S47. 5. 31	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン
S51. 10. 1	二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン
H2. 4. 1	プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸
H6. 4. 1	トルエン、キシレン、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、イソブタノール、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド

＜資料64＞ (58P 第3章第5節2(1))

規制地域適用区分

区分	都市計画法上の用途地域	区分の指標
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	良好な住居の環境を保持するため、特に悪臭の防止を必要とする区域 住居の用に供されているため、悪臭の防止を必要とする区域
B区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	住居の用にあわせて商業工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、悪臭の防止を必要とする区域
C区域	工業地域 工業専用地域	主として工業の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい悪臭の発生を防止する必要がある区域

規制基準

(単位：ppm)

区 分	A 区 域	B 区 域	C 区 域
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01
硫化水素	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	0.9	4	20
酢酸エチル	3	7	20
メチルイソブチルケトン	1	3	6
トルエン	10	30	60
スチレン	0.4	0.8	2
キシレン	1	2	5
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

<資料65> (60P 第3章第6節1(2)イ)

特定施設設置状況

区 分	特 定 施 設 数
水 質 基 準 適 用 事 業 場	6
大 気 基 準 適 用 施 設	20

(令和2年3月31日現在)



＜資料66＞ (60P 第3章第6節1(2)ウ)

水質基準適用事業場

特定施設の種類	報告施設数	測定値 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
下水道終末処理施設	2	0.000060~0.00018	10

＜資料67＞ (60P 第3章第6節1(2)エ)

大気基準適用施設

特定施設の種類	報告施設数	最小～最大 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	排出基準		基準に適合していない施設数
			新設 (H12.1.15以降設置)	既設 (H12.1.14以前設置)	
アルミニウム溶解炉	1	0.12	1	5	0
廃棄物焼却炉	4t/h以上	0.0000014~0.0071	0.1	1	0
	2t/h未満	0~8.7	5	10	0

※ 市内14施設のうち1施設については、年度途中で故障し休止状態となったため、自主測定を実施していない。

大気基準適用施設及び大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

特定施設の種類 (施設規模)	新設 (H12.1.15以降設置)	既設 (H12.1.14以前設置)
廃棄物焼却炉 (燃烧能力50kg/h以上)	(4t/h以上)	0.1
	(2t~4t/h)	1
	(2t/h未満)	5
製鋼用電気炉	0.5	5
鉄鋼業焼結施設	0.1	1
亜鉛回収施設	1	10
アルミニウム合金製造施設	1	5

※ 既に大気汚染防止法において指定物質抑制基準が適用されている新設 (平成9年12月2日以降に設置された施設) の廃棄物焼却炉 (火格子面積2m<sup>2</sup>又は焼却能力200kg/h以上) 及び製鋼用電気炉については、上表の新設の排出基準が適用される。

＜資料68＞ (62P 第3章第7節1(4))

形質変更時要届出区域

区域の所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
高松市北浜町 10 番 39	256.3 m <sup>2</sup>	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 ほう素及びその化合物
高松市花ノ宮町二丁目 1003 番 1 及び 1014 番 1 (自然由来特例区域)	9835.08 m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
高松市木太町字西浜 2460 番 34 の一部	211.65 m <sup>2</sup>	六価クロム化合物
高松市朝日町三丁目 493 番 4 の一部、朝 日町四丁目 496 番 31 の一部 (埋立地管理 区域)	2862.5 m <sup>2</sup>	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物
高松市木太町字東新開 2828 番 1 の一部、 2828 番 3 の一部、2828 番 9 の一部、2858 番 17 の一部及び 2859 番 8 の一部の区域	193.1 m <sup>2</sup>	シス-1,2-ジクロロエチレン
高松市亀水町 458 番 3 の一部	200 m <sup>2</sup>	鉛及びその化合物

(令和2年3月31日現在)

要措置区域

区域の所在地	区域の面積	指定基準に適合しない特定有害物質
高松市牟礼町牟礼字岡 1499 番の一部及び 1545 番の一部	221.2 m <sup>2</sup>	ふっ素及びその化合物
高松市中山町 31 番 1 の一部、31 番 3 の一 部、31 番 5 の一部、31 番 9 の一部、31 番 11 の一部、31 番 12 の一部、31 番 13 の一 部、31 番 15、31 番 16 の一部及び 31 番 17 の一部の区域	369.16 m <sup>2</sup>	シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン

(令和2年3月31日現在)

＜資料69＞ (66P 第3章第10節1)

公害苦情相談の年度別発生状況

(単位：件)

区 分	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他	合 計
H27	14	21	51	7	18	6	117
H28	10	28	37	2	21	5	103
H29	17	19	37	4	4	6	87
H30	22	34	49	3	21	12	141
R1	14	27	39	2	18	6	106

## 第5章 都市環境

＜資料70＞ (92P 第5章第1節2(1))

### レンタサイクル利用状況

(単位：台)

利用台数	年度	H27	H28	H29	H30	R1
7ポート合計		314,949	318,793	313,160	309,995	302,984

＜資料71＞ (93P 第5章第1節2(4)イ)

### 放置自転車整理状況

(単位：台)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
警告札貼付枚数(枚)		47,246	51,580	46,160	47,238	35,386
撤去台数(台)		6,534	5,439	4,937	4,936	4,400
返還台数(台)		3,453	2,969	2,492	2,679	2,339

※放置禁止区域 ・ 琴電瓦町駅地区・JR高松駅地区・中央通り・美術館通り・サンポート高松地区  
 ・ 琴電栗林公園駅地区・JR端岡駅地区・JR栗林駅地区・琴電片原町駅地区  
 ・ 国道11号(中央通り～フェリー通り)

＜資料72＞ (96P 第5章第2節2(1)ウ)

### 生垣等助成実施状況

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R1
件数(件)		5	4	5	2	1
金額(円)		300,300	390,200	357,700	86,000	35,000

<資料 73> (102P 第5章第3節2(1)イ)

国・県・市指定文化財及び登録文化財件数表

種 別		指 定 区 分				登 録 区 分			
		国	県	市	計	国	県	市	計
有 形 文化財	建造物	7	4	6	17	102	0	0	102
	絵画	3	2	2	7	0	0	0	0
	彫刻	8	5	3	16	0	0	0	0
	工芸品	8	6	12	26	0	0	0	0
	書跡・典籍	6	0	7	13	0	0	0	0
	古文書	2	0	1	3	0	0	0	0
	考古資料	0	1	5	6	0	0	0	0
	歴史資料	0	0	4	4	0	0	1	1
	小 計	34	18	40	92	102	0	1	103
無形文化財		2	6	1	9	0	0	0	0
民 俗 文化財	有形民俗	6	5	4	15	1	0	0	1
	無形民俗	0	4	6	10	0	0	0	0
記念物	史跡※特別史跡含む	8	3	14	25	0	0	11	11
	名勝※特別名勝含む	2	1	0	3	1	0	0	1
	天然記念物	1	5	6	12	0	0	0	0
	小 計	11	9	20	40	1	0	11	12
合 計		53	42	4171	166	104	0	12	116

※無形文化財数は、保持者又は保持団体の数とした。

(令和2年3月31日現在)

国指定文化財一覧表

種 別		名 称 及 び 所 在 地
重 要 文 化 財	建造物	国分寺本堂、高松城 北之丸月見櫓・北之丸渡櫓・北之丸水手御門・旧東之丸長櫓、屋島寺本堂、小比賀家住宅 主屋・午門・土蔵・米蔵・附土塀（御厩町）、旧河野家住宅、旧下木家住宅（2件とも四国村）、披雲閣（旧松平家高松別邸）本館・本館付倉庫・倉庫 附裏門・井戸屋形・袖塀2棟・四阿2棟
	絵画	絹本着色十王像、絹本着色観世音功德図屏風、紙本金地著色源氏物語図（若菜、紅葉賀）屏風（3件とも法然寺）
	彫刻	木造千手観音立像（国分寺）、木造不動明王立像（弘憲寺）、木造四天王立像（鷲峰寺）、木造毘沙門天立像（香西寺）、木造千手観音坐像（屋島寺）、木造千手観音立像（根香寺）、木造菩薩立像（正花寺）、板彫阿弥陀曼荼羅（開法寺）
	工芸品	太刀 銘 元重（県立ミュージアム）、銅鐘（国分寺）、密教法具（弘憲寺）、田村神社古神宝類（市歴史資料館）、太刀 銘 兼氏（個人蔵）、短刀 銘 國吉（個人蔵）、梵鐘（屋島寺）、刀 折返銘備州長船景光（個人蔵）
	書跡・典籍	藤原佐理筆詩懷紙※国宝、紙本墨書月江正印墨蹟印可状、紙本墨書清拙正澄墨蹟平心字号、光厳院宸翰御奉納心經、法華經（5件とも県立ミュージアム）、万葉集巻第十五残巻 天治本（冠纓神社）
	古文書	後深草天皇宸翰御消息（法然寺）、紙本墨書花園天皇宸翰御消息（県立ミュージアム）
重要無形文化財 （工芸技術）		蒟醬（保持者：磯井 正美、山下義人）
重要有形民俗文化財		瀬戸内海及び周辺地域の漁撈用具、瀬戸内海の船図及び船大工用具、西日本の背負い運搬具コレクション（3件とも瀬戸内海歴史民俗資料館）、讃岐及び周辺地域の砂糖製造用具と砂糖しめ小屋・釜屋、讃岐及び周辺地域の醤油醸造用具と醤油蔵・麹室（2件とも四国村）、牟礼・庵治の石工用具（石の民俗資料館）
記 念 物	史跡	讃岐国分寺跡※特別史跡、府中山内瓦窯跡（国分寺町）、讃岐国分尼寺跡、石清尾山古墳群、屋島、高松城跡、讃岐遍路道（根香寺道）、高松藩主松平家墓所（法然寺）
	名勝	栗林公園※特別名勝、披雲閣庭園
	天然記念物	屋島

（令和2年3月31日現在）

県指定文化財一覧表

種 別		名 称 及 び 所 在 地
有 形 文 化 財	建造物	旧入江家住宅（牟礼町）、旧山下家住宅、旧黒瀬家丸亀藩御用蔵、旧丸亀藩番所附境界標柱（3件とも四国村）
	絵画	紙本著色高松城下図八曲屏風、高松松平家博物図譜（2件とも県立ミュージアム）
	彫刻	木造地藏菩薩立像（弘憲寺）、木造五大尊像（根香寺）、金銅誕生釈迦仏立像（県立ミュージアム）、木造阿弥陀如来坐像、木造釈迦如来坐像、木造弥勒菩薩坐像（3体で1件、全て法然寺）、木造智証大師坐像（根香寺）
	工芸品	銅鐘（法泉寺）、青貝微塵塗鞆及び大小拵、蒟醬料紙箱及び硯箱、堆朱鼓箱（3件とも県立ミュージアム）、刀 無銘 伝江義弘（市歴史資料館）、刀 銘 龍藻軒多田鷹成（個人蔵）
	考古資料	平形銅剣 高瀬町北条出土（県立ミュージアム）
無形文化財（工芸技術）		蒟醬（保持者：伊賀 寛泰、太田勝子、大谷 早人）、彫漆（保持者：北岡省三）、髹漆（きゅうしつ）（保持者：西岡春行、竹内幸司）
有形民俗文化財		香翠座人形頭（円座コミュニティセンター）、ひょうげ祭りの神具（香川町浅野）、冠纓神社の大獅子（香南町）、高松藩飛竜丸船明細切絵図（県立ミュージアム）、粟島伊勢神宮奉納舟絵馬（瀬戸内海歴史民俗資料館）
無形民俗文化財		祇園座（香川町）、庵治締太鼓、庵治の船祭り（2件とも庵治町）、香翠座デコ芝居（円座町）
記 念 物	史跡	生駒親正夫妻墓所（弘憲寺）、今岡古墳（鬼無町）、高松市茶臼山古墳（前田西町ほか）
	名勝	小比賀家築山庭園（御厩町）
	天然記念物	船山神社のクス（船山神社）、ソテツの岡、根上リカシ（2件とも栗林公園）、一瀬神社社叢（中山町）、岩部八幡神社のイチョウ（塩江町）

（令和2年3月31日現在）

市指定文化財一覧表

種 別		名 称 及 び 所 在 地
有 形 文 化 財	建造物	国分寺北部小学校校門（国分寺町）、旧中石家住宅 主屋・隠居屋・納屋、小豆島の農村歌舞伎舞台、茶堂、旧吉野家住宅（4件とも四国村）、旧新塩屋町小学校門柱
	絵画	生駒親正肖像画（弘憲寺）、紙本墨画淡彩玉蘭精舎祝宴図屏風（市歴史資料館）
	彫刻	木造六字尊立像（円成庵）、金銅誕生釈迦仏立像（西方寺）、木造阿弥陀如来立像（観興寺）
	工芸品	摩尼輪塔（国分寺町）、脇差 銘 讃州住盈永（県立ミュージアム）、仏餉茶碗（県立ミュージアム）、鰐口（個人蔵）、藤尾八幡神社奉納鏡、本小札肩白紺糸絨具足・二方白四十八間筋兜、剣 銘 則國、刀 銘 讃州住盈永 附 盈永文書（4件とも市歴史資料館）、狭貫彫堆黒松ヶ浦香合、堆朱筆筆筥、讃岐彫堆朱手向山香盒、彩色蒔醬水指棚（4件とも市美術館）
	書跡・典籍	徳川家綱安堵判物案、永井尚庸・小笠原長頼連署奉書、松平頼重筆 和歌幅、松平頼重 短冊屏風（4件とも県立ミュージアム）、生駒家時代讃岐高松城屋敷割図付同引伸図、讃岐国一宮田村大社壁書（2件とも市歴史資料館）、大般若波羅蜜多經（願成寺）
	古文書	由佐家文書（市香南歴史民俗郷土館）
	考古資料	楠尾神社経塚出土遺物（楠尾神社）、石船石棺（国分寺町）、御城俊禅蒐集古瓦（洲崎寺）、大空遺跡出土弥生土器 53 点（市歴史資料館）、天満・宮西遺跡出土銅鐸（市埋蔵文化財センター）
	歴史資料	山内村史（市歴史資料館）、玉楮象谷関連資料（市美術館）、讃岐国絵図（市歴史資料館）、高松城天守鯨（市歴史資料館）
無形文化財		水任流泳法（水任流保存会）
有形民俗文化財		清水神社の甕塚と上御盥跡（由良町）、祇園座衣装（香川町）、住吉神社お船「住吉丸」（「弁才船」の模型）、才田獅子頭（2件とも庵治町）
無形民俗文化財		庵治おどり、才田岩陰獅子舞（2件とも庵治町）、石切り唄、田井の子供神相撲（2件とも牟礼町）、ひょうげ祭り（香川町）、花川たたら踊り（塩江町）
記念物	史跡	石ヶ鼻古墳（国分寺町）、久本古墳、大井戸、前田城跡、下司廃寺塔跡、藤尾城跡、十河城跡、勝賀城跡、古宮古墳、片山池1号窯跡、神内家墓地石塔群（10件とも旧高松市）、東赤坂古墳（香川町）、横岡山古墳（香川町）、三谷石舟古墳（三谷町）
	天然記念物	大石さんのムクノキ（西山崎町）、男木島の柱状節理及び岩海（男木町）、女木島の柱状節理（女木町）、平石井神社のクロガネモチ（今里町）、如意輪寺のヤブツバキ（国分寺町）、西方寺配水池のソメイヨシノ（西宝町）

（令和2年3月31日現在）

※長い名称は一部省略した。また、文化財の所在地は、個人情報保護の観点等から最小限の標記にとどめた。

<資料 74> (104P 第5章第3節2(2))

高松市の名木一覧表

	指定年度	樹木名	所在地
1	S52	クスノキ	花ノ宮町
2	"	ハク	香西北町
3	"	クスノキ	一宮町
4	"	クスノキ	仏生山町
5	"	イチョウ	仏生山町
6	"	イヌマキ	由良町
7	"	クスノキ	太田上町
8	"	イスノキ	飯田町
9	"	ヤマモモ	前田西町
10	"	クスノキ	出作町
11	S53	ハク	扇町
12	"	クスノキ	宮脇町
13	"	アカガシ	菅沢町
14	H元	カゴノキ	鬼無町
15	"	アラカシ	岡本町
16	"	クスノキ	木太町
17	H3	クロガネモチ	十川東町
18	"	アキニレ	鬼無町
19	"	アラカシ	西植田町
20	H4	クロガネモチ	木太町
21	"	ウバメガシ	太田上町
23	S52	クスノキ	花ノ宮町

	指定年度	樹木名	所在地
24	H5	ツバキ	菅沢町
25	"	クスノキ	神在川窪町
26	H6	ムクノキ	東植田町
27	H7	エノキ	菅沢町
28	"	ウバメガシ	松縄町
29	H8	ボダイジュ	東植田町
30	"	ハリギリ	菅沢町
31	H9	クロガネモチ	伏石町
32	H13	イチイモドキ	鬼無町
33	H15	エノキ	川部町
34	"	クスノキ	西植田町
35	H16	アキニレ	一宮町
36	H17	イスノキ	一宮町
37	S61	イチョウ	庵治町
38	"	クスノキ	庵治町
39	"	クヌギ	庵治町
40	"	アンズ	庵治町
41	"	ソテツ	庵治町
42	H18	ソテツ	番町
43	"	ナギ	仏生山町
44	H20	クロガネモチ	香西本町



## 6章 環境保全への理解と取組

<資料75> (105P 第6章第1節1(1))

### 環境学習参加者数

(単位：人)

メニュー	年度	H27	H28	H29	H30	R元
環境ワークショップ		587	440	169	273	155
環境学習支援事業		1,885	1,660	1,465	1,538	2,283
自然観察体験事業		139	110	73	138	91
合計		2,611	2,210	1,707	1,949	2,529

<資料76> (106P 第6章第1節1(2))

### 南部クリーンセンター「エコホタル」利用者数（見学コース又は学習室の利用者数）

(単位：人)

施設	年度	H27	H28	H29	H30	R1
エコホタル		3,072	3,518	3,113	3,235	3,027

<資料77> (107P 第6章第1節1(5))

### こども農園設置一覧表

校区名	農園設置場所	面積(m <sup>2</sup> )	校区名	農園設置場所	面積(m <sup>2</sup> )
1 花園	上福岡町	864	5 多肥	多肥上町	392
2 木太	木太町	300	6 木太南	木太町	420
3 木太	木太町	200	7 古高松	高松町	1,316
4 多肥	多肥上町	220	計(面積(m <sup>2</sup> ))		3,712

<資料78> (110P 第6章第2節1(5))

### 廃食油収集量

(単位：L)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
収集量	6,408	6,732	6,336	6,687	6,804

高松市環境基本計画における施策の柱ごとの環境指標と令和元年度実績一覧表

施策の柱	指標名	R5年度 目標値	H26年度 基準値	R1年度		目標（R5）に対する R1実績の達成率
				実績値	評価	
No. 11 廃棄物の減量 と資源循環の 推進	1人1日当たりのごみ排出量	874g/人・日	970g/人・日	925g/人・日	B	84.4%
	1人1日当たりの資源化量	192g/人・日	207g/人・日	175g/人・日	E	-
No. 12 廃棄物の適正 処理の確保	一般廃棄物の年間埋立処分量	11,270t/年	13,236t/年	14,629t/年	E	▲127.5%
	産業廃棄物の不適正保管量	11,500t	12,372t	11,785t	A	121.2%
	ボランティア清掃の参加者数	226,000人/年	155,438人/年	167,122人/年	D	29.8%
	不法投棄通報、相談件数	100件/年	150件/年	185件/年	E	▲126.0%
No. 13 水循環の推進	1人1日当たりの水道平均使用水量	299L/人・日	301L/人・日	300L/人・日	B	90.0%
	下水処理水再生水利用施設数	65施設	61施設	64施設	A	135.0%
	透水性舗装の整備面積（累積）	59,357㎡	52,927㎡	58,601㎡	A	158.8%
No. 21 地球温暖化対策の 推進	総電力消費量に占める太陽光発電システム設置費補助事業による発電量の割合	1.97%	1.18%	1.68%	A	113.9%
	市有施設における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	5,060kW	3,068kW	4,896kW	A	165.2%
	家庭における地球温暖化防止のための取組の実施率（アンケート結果）	57.4%	32.6%	31.8%	E	▲5.8%
No. 31 水環境の保全	河川BOD値の環境基準の達成率	66.7%	66.7%	66.7%	A	-
	海域COD値の環境基準の達成率	100%	100%	80%	E	-
	汚水処理人口普及率 （合併処理浄化槽での処理人口を含む。）	89.3%	84.9%	87.7%	A	114.5%
	合併処理浄化槽補助件数（累積）	24,850件	19,650件	23,704件	A	140.3%
	下水道管路耐震化率	39.2%	35.0%	38.7%	A	158.6%
	雨水対策整備率	49.6%	48.5%	48.8%	D	49.1%
No. 32 大気環境の 保全	大気に係る環境基準の達成率					
	二酸化いおう	0%	100%	100%	A	-
	二酸化窒素	100%	100%	100%	A	-
	一酸化炭素	100%	100%	100%	A	-
	浮遊粒子状物質	100%	100%	100%	A	-
	ベンゼン	100%	100%	100%	A	-
	トリクロロエチレン	100%	100%	100%	A	-
	テトラクロロエチレン	100%	100%	100%	A	-
	ジクロロメタン	100%	100%	100%	A	-
	光化学オキシダントの注意報・警報の発令回数	0回	0回	3回	E	-
微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起回数	0回	0回	0回	A	-	

施策の柱	指標名	R5年度 目標値	H26年度 基準値	R1年度		目標（R5）に対する R1実績の達成率
				実績値	評価	
No. 33 騒音・振動・ 悪臭・化学物質 対策などの 推進	騒音に係る環境基準の達成率					
	一般地域（昼夜全日）	100%	100%	100%	A	-
	ダイオキシン類の環境基準の達成率	100%	100%	100%	A	-
No. 41 自然環境の 保全	耕作放棄地再生利用面積（累積）	22.0ha	13.1ha	15.5ha	D	48.5%
	「ため池守り隊」市民活動取組箇所数	24か所	15か所	17か所	D	40.0%
No. 42 自然とのふれ あいの充実	市民農園設置数	32か所	32か所	30か所	E	-
	香南アグリーム利用者数	7.5万人	6.6万人	6.9万人	C	60.0%
No. 51 環境にやさし い交通環境の 整備	公共交通機関利用率	16.5%	13.8%	15.3%	A	100.0%
	レンタサイクル利用者数	328,500人/年	306,580人/年	302,984人/年	E	▲ 29.5%
	自転車走行空間の整備済延長（累積）	15.9km	4.2km	10.6km	B	98.5%
No. 52 身近な緑の 保全と創造	市民1人当たりの都市公園等の面積	9.28㎡/人	8.14㎡/人	9.22㎡/人	A	170.5%
	民有地緑化助成数	4件/年	4件/年	1件/年	C	77.1%
	建物緑化助成数	2件/年	2件/年	0件/年	D	20.0%
	小学校校庭の芝生化実施校数（累積）	17校	12校	17校	A	180.0%
No. 53 美しい景観の 保全と創造	特別な区域における既存不適格広告物の適正化率	80%	20%	68%	A	144.0%
	文化財学習会・体験講座参加者数	1,400人/年	1,219人/年	1,067人/年	E	▲ 151.2%
No. 61 環境教育・ 環境学習の充実	環境学習講座参加者数	2,400人/年	2,146人/年	2,529人/年	A	271.4%
	南部クリーンセンター（エコホテル）環境学習参加者数	3,450人/年	2,943人/年	3,027人/年	D	29.8%
No. 62 環境保全活動 の推進	「いざ里山」市民活動支援事業参加団体数	29団体	11団体	17団体	C	60.0%
	「たかまつマイロード」事業認定団体数	123団体	113団体	123団体	A	180.0%
	公園愛護会の団体数	160団体	149団体	159団体	A	163.6%
	廃食油収集量	6,832 L/年	6,696 L/年	6,804 L/年	A	142.9%

【達成率算出方法】

$$\frac{(R1実績値 - H26基準値)}{(R5目標値 - H26基準値) \div 9(\text{計画年数}) \times 5(\text{経過年数})} \times 100$$

- 【達成率評価基準】
- A 達成率100%以上
  - B 達成率80%以上100%未満
  - C 達成率50%以上80%未満
  - D 達成率0%以上50%未満
  - E 達成率0%未満（マイナス）

※H26年度基準値の現状維持を目標としている指標については、目標を達成していればA評価、目標を達成していなければE評価とする。

## 高松市環境基本条例

平成8年3月27日

条例第20号

### 目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等（第7条—第9条）

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- （2）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第7条第1号において同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- （3）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

#### （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が自然と共生し、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、循環を基調とする環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて行われなければならない。

3 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全に資するように積極的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら進んで努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、及び生活環境を保全すること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様で恵み豊かな自然環境の保全を図ること。
- (3) 緑の創出、清らかな水環境の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成及び歴史的文化的遺産と一体をなす環境の保全を図り、潤いとやすらぎのある快適な環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等の推進により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境保全に資する社会を創造すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、高松市環境基本計画（以下この条において「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱及び長期的な目標

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、高松市環境審議会条例（平成7年高松市条例第37号）に定める高松市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第9条 市長は、市民に対し環境の状況並びに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度環境白書を作成し、公表しなければならない。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について十分配慮しなければならない。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、前2項に規定する公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるための必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効な利用、資源の循環的な利用等が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、本市の気候等の自然的条件にかんがみ、前項の必要な措置のうち、下水処理水の再利用、雨水の利用その他の水の循環的又は有効的な利用のための措置について、積極的な推進に努めるも

のとする。

(教育及び学習の振興等)

第14条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深め、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に資する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の支援)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施等)

第17条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査を行うとともに、監視等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全に資する行動指針の策定等)

第18条 市は、市及び民間団体等がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第19条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

2 市は、民間団体等とともに、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

#### 第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

### 環境問題関連年表

年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)
1934	S 9	3	瀬戸内海が国立公園に指定される
		11	屋島が史跡、天然記念物に指定される
1953	28	3	栗林公園が特別名勝に指定される
1965	40	4	福岡下水処理場の一部始動
1966	41	12	庁内に公害対策部会を設置
1967	42	8	公害対策基本法制定 (国)
		6	大気汚染防止法・騒音規制法制定 (国)
		7	総務部企画課において公害行政を担当
1968	43	9	衛生処理センター竣工
		8	香川県公害対策審議会設置 (県)
1969	44	6	公害紛争処理法制定 (国)
		7	市民部公害交通対策課を新設
		12	水質汚濁防止法制定 (国)
1970	45	3	清掃工場竣工 (S62～休炉)
		6	香川県公害防止条例制定 (県)
		7	悪臭防止法制定 (国)
		9	環境庁設置 (国)
		12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 (国)
1971	46	3	市街化区域と市街化調整区域を設定
		4	公害防止条例制定
		5	公害対策審議会設置
		6	自然環境保全法制定 (国) ストックホルム国連人間環境会議開催→環境の日
1972	47	4	周辺9町と廃棄物処理事務委託協定を結ぶ
		5	高松市総合計画策定
		7	異常湧水 (「高松砂漠」)
		11	早明浦ダム完成 瀬戸内海環境保全臨時措置法施行 (国)
1973	48	4	香川県における自然環境の保全と緑化の推進に関する条例制定 (県)
		5	交通事務を分離し、市民部公害課を設置 香川用水が通水
1974	49	4	香川地域公害防止計画策定 (1次、高松市を含む、1975～1979) (県)
		12	振動規制法施行 (国)
1976	51	2	瀬戸内海環境保全特別措置法に改正 (国)
		6	
1978	53	2	南部広域清掃センター竣工
		8	高松地区水域流域別下水道整備総合計画策定 (県)
		9	環境美化都市宣言
		11	環境美化都市推進会議を設置
1979	54	7	香川県自然海浜保全条例制定 (県)
		3	香川地域公害防止計画策定 (2次、高松市を含む、1980～1984) (県)
1980	55	9	第2次高松市総合計画策定
		10	緑化条例施行
1981	56	11	東部下水処理場に処理施設完成
		6	峰山公園全面オープン
1982	57	3	香川県環境影響評価実施要綱施行 (県)
		8	環境影響評価実施要綱制定 (国)
1983	58	3	オゾン層の保護のためのウィーン条約
		10	浄化槽法施行 (国)
1984	59	3	香川地域公害防止計画策定 (3次、高松市を含む、1985～1989) (県)
		4	高松市都市公園条例施行
		6	中央公園オープン



年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)
1987	S62	3	高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター竣工
		9	4月 し尿の海洋処分を廃止 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
1988	63	3	西部広域クリーン焼却施設竣工
		4	
		12	第3次高松市総合計画策定 (H1~12) 本州四国連絡橋児島一坂出ルート開通
1989	H元	1	都市景観形成モデル都市の指定
		2	
		4	合併処理浄化槽設置整備補助事業開始 エコマーク事業開始
		5	都市景観整備基本計画策定
		12	新高松空港開港
1990	2	3	香川県自然環境保全計画策定 (県) 香川県環境保全基金設置 (県)
		4	再生資源の利用の促進に関する法律制定 (国)
		12	地球温暖化防止行動計画策定 (国)
1991	3	3	都市緑化推進基本計画策定 香川地域公害防止計画 (4次、高松市を含む、1990~1994) (県)
1992	4	4	廃棄物減量推進課を新設
		6	
		7	高松地区生活排水対策重点地域指定 (高松市ほか6町)
		11	「地球にやさしいオフィス」登録制度開始 地球サミット (環境と開発に関する国連会議) 開催/リオ・デ・ジャネイロ → 環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21
1993	5	2	
		3	生活排水対策推進計画策定 環境庁「環境にやさしい企業行動指針」公表 (国)
		4	都市景観条例施行 香川環境プラン策定 (県) 廃棄物の適正処理及び再生利用の促進に関する条例施行 香川県環境美化の促進に関する条例施行 (県)
		11	
		12	環境基本法制定 (公害対策基本法廃止) アジェンダ21行動計画 (国)
1994	6	1	
		2	都市景観基本計画策定 廃棄物減量等推進審議会設置 「地球にやさしい店」登録制度開始
		3	
		4	福岡下水処理場に再生水処理施設を建設し、周辺公共施設等へ雑用水を供用開始 「気候変動枠組条約」発効
		5	
		6	異常渇水 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する措置法施行 (国) 「環境の保全に関する運輸行政指針」運輸省 (国)
		8	
		9	環境共生モデル都市 (エコシティ) の指定を受ける 香川県環境審議会設置 (県)
		12	水問題庁内研究会発足 環境基本計画策定 (国)
1995	7	4	第3次高松市総合計画基本計画策定 (H7~12) 市長公室水問題対策室を設置 香川県環境基本条例施行 (県)
		6	リサイクルプラザ開設 生活排水対策推進会議設置 「国の事業者、消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」閣議決定 (国)

年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)
1995	H7	6	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）制定（国）
		7	ごみ袋の半透明化完全実施 都市環境計画を策定
		9	「クリーン・リサイクルタウン」に選定
		11	環境審議会設置
1996	8	2	グリーン購入ネットワーク設立 香川地域公害防止計画（5次、高松市を含む1995～1999）（県）
		3	「水問題対策に関する基本指針」取りまとめ環境基本条例制定
		4	公害課から環境保全課へ名称変更 廃棄物減量推進課からリサイクル推進課へ名称変更
		9	ISO14001、14004 成立
		10	分別収集計画策定 環境問題庁内連絡会議設置
		11	香川県地球環境保全行動計画指針～アジェンダ21かがわ～策定（県）
1997	9	3	西部広域クリーンセンター破砕施設竣工
		4	3月 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター中継所竣工 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法制定（国）
		5	香川県環境基本計画策定（県）
		6	環境影響評価法制定（国）
		10	環境美化条例施行
12	地球温暖化防止京都会議（COP3）開催		
1998	10	4	香川県環境保全実行計画（かがわエコオフィス計画）策定（県）
		10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定（国）
		12	都市計画マスタープラン策定
1999	11	2	高松市環境基本計画策定（H11～23年度）
		3	香川県環境影響評価条例制定（県） 香川県水環境保全計画策定（県） 香川県ごみ処理広域化計画策定（県）
		4	中核市へ移行 新・高松市総合計画（たかまつ21世紀プラン）策定（H12～23） 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の規制区域を指定 新収集体制準備室が新収集体制準備課へ変更 環境総務課内に産業廃棄物対策室を置く 水問題対策室を企画課内の課内室として再編
		4	
2000	12	3	高松市環境行動率先実行計画策定（H12～16年度）
		4	清掃事業課からクリーン事業課へ名称変更 ダイオキシン類対策特別措置法施行（国）
		7	家庭ごみの新収集体制を実施
2001	13	4	リサイクル推進課内に適正処理対策室を置く 環境庁から環境省へ（国）
		9	ISO14001の認証を取得（本庁舎）
2002	14	6	京都議定書締結を閣議決定（国）
		7	使用済自動車の再資源化等に関する法律公布（国）
		9	高松市環境ステーション（仮称）整備検討委員会報告書提出（市長）
		10	ISO14001定期審査（本庁舎）
2003	15	1	自然再生推進法施行（国）
		2	土壤汚染対策法施行（国）
		3	高松市水環境健全化計画策定（H15～22年度）
		4	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行（国）

年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)	
2003	H15	6	南部広域クリーンセンター展示啓発施設『エコホテル』開館	
		7	南部広域クリーンセンターの長期一括業務委託方式による管理運営業務委託を開始(～H31年度)	香川県新エネルギー導入実行計画策定(県)
		8	I S O 14001 定期審査(本庁舎)	
	10	高松市環境プラザ開館	東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県でディーゼル車排ガス規制がスタート 佐渡トキ保護センターの最後の国産トキ死亡(国)	
2004	16	3		モントリオール議定書特別締約国会合開催 ヒートアイランド対策大綱決定(国)
		4	環境総務課から環境政策課へ名称変更 産業廃棄物対策室が廃棄物指導課へ名称変更 リサイクル推進課が環境業務課へ名称変更	
		6		不法投棄撲滅アクションプラン策定(国)
		8	I S O 14001 更新・拡大審査(本庁舎ほか出先施設の一部59施設)	
		9	台風16号により高潮浸水等の被害	
		10	定期収集家庭ごみの有料化開始 台風23号により浸水等の被害	
		11		I S O 14001 : 2004 が I S (国際規格) として発行 ロシアが京都議定書批准書を国連に寄託(京都議定書は2005年2月16日に発効へ)
2005	17	1		使用済自動車の再資源化等に関する法律本格施行(国)
		2		京都議定書発効 地球温暖化対策推進法の改正法が施行(国)
		3	高松市環境行動率先実行計画改定(H12～17年度)	
		4	企画課水問題対策室が廃止され、節水・水の有効利用の推進に関する事務が環境保全課へ移管	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律施行(国) 京都議定書目標達成計画閣議決定(国)
		6	高松市渇水対策本部設置(6/22～9/7)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行(国)
		8	I S O 14001 定期・移行審査(本庁舎ほか出先施設の一部59施設)	
		9	塩江町と合併(9/16)	
2006	18	1	牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併(1/10)	
		2		香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例全面施行(県)
		3	高松地区広域市町村圏振興事務組合の解散に伴い、衛生処理センター、南部クリーンセンター、西部クリーンセンターを環境部に設置 高松市環境美化条例の一部改正 高松市環境行動率先実行計画改定(H12～19年度)	石綿による健康被害の救済に関する法律施行(国)
		6	歩きタバコ禁止区域の施行 高松市渇水対策本部設置	
	8	I S O 14001 定期審査(本庁舎ほか出先施設の一部16施設)		
2007	19	4	I S O 14001 適用範囲の拡大(旧合併町の6支所を追加)	
		5	高松市渇水対策本部設置(5/24～7/17)	クールアース50発表(国)
		12	「ストップ! 地球温暖化」展の開催	
2008	20	1		クールアース推進構想発表(国)
		2	「第5次高松市総合計画基本計画」策定(H20～27年度)	

年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)
2008	H20	3 「高松市環境基本計画」改定 (H20～27年度) 「高松市一般廃棄物処理基本計画」改定 (H20～29年度)	京都議定書目標達成計画全部改定 (国)
		4 環境政策課から環境総務課へ名称変更 廃棄物指導課から環境指導課へ名称変更 環境指導課内へ適正処理対策室を設置 環境保全課から環境保全推進課へ名称変更 企画課水環境対策室を設置し、環境保全課から、節水・水の有効利用の推進に関する事務を移管 合併6町のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一 (4/1)	京都議定書第1約束期間開始 (~2012年)
		6 「高松市環境行動率先実行計画」改定 (H20～27年度)	地球温暖化対策推進法の一部改正 (国)
		7 高松市渇水対策本部設置 (7/25～11/25)	低炭素社会づくり行動計画閣議決定 (国)
		8 ISO14001定期審査 (本庁舎ほか出先施設の一部22施設)	
		12 高松市地球温暖化対策策定 (H20～27年度) 11業者、6市民団体及び市の三者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結	
2009	21	3	「公害防止条例」を改定し、「生活環境保全に関する条例」として公布 (県)
		4	土壤汚染対策法一部改正 (国)
		6 高松市渇水対策本部設置 (6/3～8/10)	
		8 ISO14001定期審査 (本庁舎ほか出先施設の一部22施設)	
		11	新たな太陽光発電買取制度開始 (国)
		12 「歩きたばこ禁止区域」を「喫煙禁止区域」に名称変更し、区域拡大 美しいまちづくり条例制定	
2010	22	1 高松市清掃業者連合会と「災害時におけるし尿収集業務等の支援に関する協定書」締結	
		3 新たに2事業者と「レジ袋等の削減に関する協定」を締結 13業者、6市民団体	
		6 環境展の開催	
		8 ISO14001定期審査 (本庁舎ほか出先施設の一部22施設)	
		9 「高松市持続可能な水環境の形成に関する条例」を制定	
2011	23	2 「高松市地球温暖化対策実行計画」策定	
		3 「高松市水環境基本計画」策定 (H23～42年度)	
		10 「高松市水環境基本計画第1期実施計画」策定 (H23～27年度) 「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム」策定 (H23～32年度)	
2012	24	4 微小粒子状物質 (PM2.5) の測定を実施 自動車等駐車対策総合計画を策定	
		7	再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 (国)
		8 高松市一般廃棄物陶最終処分場第3処分地第1期工事竣工	小型家電リサイクル法公布
		10 公用車へ電気自動車を導入	
2013	25	4	小型家電リサイクル法施行
		9 高松市公共交通利用促進条例を公布・施行	
		10 使用済小型家電の回収・リサイクルを開始 高松駅南交通広場内の一時利用専用駐車場の供用を開始	
2014	26	1 市有財産の太陽光発電事業者への貸出を開始	

年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)
2014	H26	3	大気汚染の常時監視測定局の配置見直し 高松市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し
		4	電気自動車用急速充電器の供用を開始
		5	東部運動公園全面オープン
		8	雑がみ回収袋によるモデル事業の実施（26年10月まで）と、その検証作業の実施を踏まえた紙ごみリサイクルの周知・啓発の強化
	10	高松クリーンデー“たかまつきれいでー”と第1回県内一斉海ごみクリーン作戦を合同で開催 本市と民間事業者2者で、超小型モビリティを試験的に導入	
2015	27	3	「高松市地域公共交通網形成計画」策定
		4	民有地緑化事業の助成制度を拡充
		10	ごみ減量・資源化の啓発リーフレット「3Rシティ高松を目指して」の作成・配布
	12		COP21において、新たな国際枠組みとなるパリ協定を採択 「香川県環境基本計画」策定（H28～32年度） 「香川県地球温暖化対策推進計画」策定（H28～32年度）
2016	28	2	東部下水処理場でバイオマス発電事業を開始
		3	「高松市環境基本計画」策定（H28～35年度） 「高松市水環境基本計画第2期実施計画」策定（H28～31年度） 「第4次高松市生活排水対策推進計画」策定（H28～37年度） 「高松市地域公共交通再編実施計画」策定 浅野浄水場で小水力発電を開始 し尿等の前処理施設整備工事が竣工 屋嶋城の一般公開を開始
		4	あじ竜王山公園オープン
		5	南部クリーンセンター埋立処分地第3区画整備工事の竣工
		10	有料指定収集袋（超特小）5ℓサイズの運用開始 し尿等の東部下水処理場での共同処理（試運転）を開始
2017	29	3	「高松市地球温暖化対策実行計画」改定（H29～42年度） 「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム（改定版）」策定（H29～42年度） 「高松市災害廃棄物処理計画」策定 亀水町の衛生処理センターを廃止
		4	し尿等と下水との共同処理の本格実施を開始
		9	香川県・高松市紙ごみリサイクル促進モデル事業の実施（9/28～3/23）
		12	たかまつCOOL CHOICEキャンペーンの実施
2018	30	2	中讃広域行政組合と「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互応援に関する協定書」を締結
		3	高松市一般廃棄物処理基本計画」改定（H30～39（2027）年度） 西部クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の竣工
		4	家庭ごみ定期収集業務の民間委託開始（第1期）

年	月	高 松 市	そ の 他 (国、県等)
2018	H30	10	第30回「星空の街・あおぞらの街」全国大会in高松市開催
2019	H31	3	高松市資源リサイクル事業協同組合と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定書」を締結 「エコシティたかまつ環境マネジメントシステム(改定版)」見直し
		4	南部クリーンセンターの次期長期一括業務委託方式による管理運營業務委託を開始(～R14年度)
		8	西部クリーンセンター破砕施設基幹的設備改良工事の竣工
2020	R2	1	南部クリーンセンターを拠点に羽毛布団のリサイクルを開始
		3	「高松市環境基本計画中間見直し版」策定